

第三十一回 参議院内閣委員会會議録第五号

昭和三十四年二月三日(火曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

十二月二十五日委員柴野和喜夫君辞任につき、その補欠として安井謙君を議長において指名した。

一月二十六日委員竹下豊次君辞任につき、その補欠として田村文吉君を議長において指名した。

本日委員若米地義三君辞任につき、その補欠として近藤鶴代君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

永岡 光治君

理事

松岡 平市君

委員

木村篤太郎君

近藤 鶴代君

佐藤清一郎君

増原 恵吉君

安井 謙君

伊藤 頭道君

矢嶋 三義君

横川 正市君

国務大臣

山口喜久一郎君

政府委員

宮内庁次長

皇室経済主管

行政官

行政官

行政官

行政官

行政官

行政官

行政官

行政官

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○本委員会の運営に関する件

○理事の補欠互選

○国家行政組織に関する調査の件

(宮内庁の業務計画及び昭和三十四年度予算に関する件)

(行政管理庁の所管事務に関する件)

○委員長(永岡光治君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動がございました。昨年十二月二十五日、柴野和喜夫君が辞任され、その後任として安井謙君が委員に選任されました。また一月二十六日、竹下豊次君が辞任され、後任に田村文吉君が選任されました。

以上、御報告いたします。

○委員長(永岡光治君) それから昨日理事会を開きまして、今後の委員会の取扱いについて協議いたしました結論を御報告を申し上げ、御承認を得たいと思います。

一つは、委員会の開催日でございますが、実は衆議院の方から衆議院の内閣委員会が火木金という日取りを決定いたしましたので、そうなりますと参議院側では、この日は本会議が大体ない日でありまして、重点を置いて審議したい日取りになっておりますが、それを衆議院側に全部独占されたのでは、重要案件をかかえているだけに審議の上には支障を来たすんじゃないだろうかという話があった、できれば火木のうちいづれか一日を参議院の方に振りかえてもらえないかどうかという折衝をしてもいいというお話がありまして、他院のことでありまして、衆議院側の意向もありますので、これは委員長及び手前は手前同士、野党は野党同士、それぞれお話をしまして、できることならばそういう方向に持っていくていただくように相談をしてみようということになりました。

第二番目は、今後の議案の審査の進め方でありまして、本審査が内閣提出が二件、それから議員提出が二件合せて四件あります。この本審査を先にしまして、あと順次衆議院の方から送ってくる法案を、まあ審議するということになるわけでありまして、その際に当りまして、憲法調査会の改正法案があるわけでありまして、これについては、特にこの会長の高柳さんを参考人として呼んでもらいたいという要望がありました。参考人ということになるので、この委員会の決議を必要とするのであります。調査いたしました結果、特別職の公務員になっておるものでありますので、結局これは説明員ということで事足りるという事務局からの報告がございましたので、そういうふうに變更いたしましたと考えております。

それから第三番目は、調査案件として主力戦國機種の問題があるわけでありまして、この問題は防衛関係の一応

説明を聞いた上で、いつあらためてこの主力戦國機種の問題を取り上げて質疑を行うかという問題は、その後に一応相談しようというところになっておりますが、昨日の理事会で矢嶋委員の方から申し出がありまして、衆議院の決算委員長、それから山本猛夫代議士、それから天川何がし、それから新三菱重工の由比と、こういう方々を参考人として呼んでもらいたい、こういう話がありました。本件については、休会前の本委員会でも一応問題になり、参考人として呼ぶという話はきめられておりましたので、証人という強い要望もありました。それは一応参考人として呼んだ上で、どうしても証人でという必要があれば、その際にあらためて協議するということでありました。ひとつは参考人という形でこちらに呼ぶということになったわけでありまして、重ねて申し上げますが、その日取り等は、防衛庁長官から防衛問題についていろいろ説明を聞いた上で協議をするというところに相なっております。

それから東海村の視察の問題であります。科学技術会議設置法の問題が急がれております関係もありまして、その結論を出す前にぜひ見ておきたいという意向がありまして、今週の六、七の両日をこの視察にさくということに大体きまりました。なお、この本件の出張については、休会以前の委員会におきまして、委員長に一任された決議を取っておりますので、さよう御了承いただきたいと思います。

それから調査案件として、前後いたしました。航空機産業の実情を調査したいというのを申し出ておりますが、これは一応保留になりました。時期を見て必要であれば視察をするということになっておりますが、そういうことに相なっております。

それから本日は、昨日の理事会の申し合せでは、防衛庁長官の出席を求め、防衛全般の問題について特に今後の計画、予算、こういう問題を一応聴取をするということになっておりました。が、ドレーパーという人ですか、アメリカから参っております。その人と会見の時間がちょうど午後二時からということになっております。どうしても当委員会に出席できないという事情がありましたので、本日は一応防衛庁長官の聴取をやめまして、宮内庁関係の事項及び行政管理庁所管事項の説明を承わりたいということにいたしました。以上御了承いただきたいと思っております。ではさよう議事を取り進めます。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。まず理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、竹下豊次君の委員辞任に伴い理事に欠員を生じているのであります。その補欠互選は慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。それでは田村文吉君を理事に指名いたします。

○委員長(永岡光治君) まず、宮内庁の明年度業務計画及び予算の概要について説明を求めます。

○政府委員(瓜生順良君) 宮内庁の明年度の事業といたしましておもなものを申し上げます。

まず、最初に申し上げたいのは、皇太子殿下の御結婚でございます。皇太子殿下と正田美智子様との御結婚は、一月十四日の納采の儀によりまして、御結婚が成立いたしました。その御結婚の式をいつ行かうかということ、並びにその準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。

また、皇太子殿下の御結婚でございます。皇太子殿下と正田美智子様との御結婚は、一月十四日の納采の儀によりまして、御結婚が成立いたしました。その御結婚の式をいつ行かうかということ、並びにその準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。

また、皇太子殿下の御結婚でございます。皇太子殿下と正田美智子様との御結婚は、一月十四日の納采の儀によりまして、御結婚が成立いたしました。その御結婚の式をいつ行かうかということ、並びにその準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。

また、皇太子殿下の御結婚でございます。皇太子殿下と正田美智子様との御結婚は、一月十四日の納采の儀によりまして、御結婚が成立いたしました。その御結婚の式をいつ行かうかということ、並びにその準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。準備を現在われわれはいたしております。

摩の御陵に参拝して報告されるということがあります。それが終わりますと、この結婚式関係の行事は終わったわけでございます。

この結婚式関係の行事の予算といたしまして、来年度の予算をお願いいたしております。この御結婚に必要経費といたしまして千九百六十六万六千円、約二千万円でございますが、これは大部分はこの宮中祝宴、いわゆる御披露の宴の経費であります。その他服装を作る経費、それから御旅行の場合の経費というものも含んでおります。しかし、大部分は祝宴の経費でございます。で、このことがまず最初に大事な仕事と思っております。

それから次にこの東宮御所の造営といたしまして、これは本年度から造営にかかっておりまして、来年度はその残りの方の完成の方の仕事をすするわけでございますが、その完成の方の経費といたしまして、一億四千万を組んでございます。これは建物に必要な経費であります。なおその建物のできまうのは、本年の末、本年の暮れということを目ざしていたしております。その建物の中に、机とかいすとか、そういう備品を納める、その経費といたしまして、予算として二千九百八十万円予算要求をいたしております。

なお、この御所に関連いたしました、大宮御所の庭園が非常に荒れております。これを整備しなければいけないという御意見が国会の委員会でもございまして、そうしたことによりまして、来年度の予算にその整備の経費といたしまして一千万組んでおります。正確

に言いますと一千万六千円ですけれども、一千万を組んでおります。それから次に、やや大きな経費を伴う事業といたしまして、正倉院の新しい宝庫を作るといふ経費を考えております。正倉院の宝庫は、現在、本宝庫は校倉作りの千四百年前にできた宝庫でございます。ここに大切な物を納めてあります。なおその他、飯庫というものがございまして、飯庫にいろいろ納めてあります。その宝庫に納めてあります。昭和二十八年度に新しい宝庫を完成いたしました。その宝庫に納めてあります。昭和二十八年度に完成いたしました新しい宝庫について、いろいろ今日まで調査研究いたして参りましたのでございまして、この校倉の宝庫に比較いたしますと、ちりですとか、汚染した空気を浄化するという点で非常によろしい。湿度の点などもよろしいのであります。それで、この校倉に納めてあります。最も大切な宝庫を納めるための、新しい、よりよい宝庫を作って、正倉院の宝物の万全を期しようということで、来年度から三年計画で、さらにもう一つ新しい宝庫を作るつもりでござい

ます。来年度は、初年度といたしまして、調査、設計、それから必要な木材を購入するといふ経費、その経費といたしまして二千三百六十万円を計上いたしております。これは鉄筋コンクリートの耐震耐火の建物であります。内庫は、ヒノキの木造になり、その空気の流通の点について格別に留意して、宝物の今後の保存の万全を期しようといふのであります。三年計画であります。全体としては約一億四千万

いかかと思ひます。まず初年度は、今申しました二千三百六十万円の経費でまず仕事を始めるということを考えております。

それからなお、予算面では少いのであります。問題として大切なものといひまして、皇居造営審議会というものを来年度に設置をいたしまして、皇居の造営に關するいろいろな御意見を聞くところと思ひます。この皇居造営審議会は、総理府設置法一部改正案の中に含まれております。また国会の皆様の御審議を願うことになると思ひますが、これは、内閣総理大臣の諮問に應じて、皇居造営に關する重要事項を調査審議をする諮問機関でございまして、この委員は、学識経験者二十五人ぐらゐを今のところは考えておるのであります。その存続期間は、来年度一年間を一応考えております。一年間で審議をしていただいて、答申の意見を出していただくということ、予算としては、ごくわずかで、委員の手当ですとか、そういうものが中心です。九十七万四千円、それほどのものでございせん。しかし、この問題も重要な事項であると存じております。

毎年の例にないようなことといたしましては、以上のようなことがございまして、その他、毎年の例といたしまして、いろいろの儀式、儀典の關係、あるいは行幸啓の關係、あるいは外国の使臣あるいは國賓の接遇というやうな問題などは、これは例年の通りにあるのでございまして、予算面の全体を申し上げます。皇室費の中で、内廷費の方は昨年度と同額で変りません。皇族費、これは、秩父、高松、三笠三宮家の皇族費、これも前年度とは変りません。宮廷費の点は、前年度は三億一千八百七十一万四千円でございますが、三十四年度の要求といたしましては、四億五千六百二十二万となつて、比較いたしますと、一億三千七百五十万六千円ふえております。このふえておりますおもなものは、東宮御所の完成をするための来年度の経費、並びにそれに伴う備品、あるいは庭園の整備、先ほど申しました東宮御結婚に必要な経費というより、なものが加わつておる点、そのおもなものでござい

事業の概要と予算の概要を申し上げます。と、さうでございます。

なお、ついでに宮内庁費、事務費の方の關係、先ほどの皇居造営審議会は、宮内庁費という総理府の一般行政費の中に入っております。その事務費の關係は、昨年は四億一千九十八万円、三十四年度は四億七千三百二十四万円、六千二百二十六万ふえております。これは、その中に職員の手当のベース・アップの關係のもので、人員の増、人員の増としては、東宮御結婚による人員の増といふ必要経費が六百八十万加わつております。定員は十三人だけふやすということになっております。そのほか、退職手当の増ですとか、これはごく事務的なものでございまして、ふえております。

事業の概要と予算の概要を申し上げます。と、以上でございます。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(永岡光治君) それでは、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 せっかくのいい機会です

から、若干次長にお伺いしたいと思
います。本年は、皇太子の御成婚の年
を迎えたわけですが、私はそれだけ
に、新憲法下における国民と皇室との
関係、新しい時代における皇室のあり
方を律するに重要な時期に到達してい
る、そういう意味で、ことしは私は非
常に大切な年だと、かように考えてお
ります。従って、あなたが報告された
問題から、重要な幾つかの点が浮かび
上ってきますけれども、あなたが所
管されている予算というのは、宮内庁
予算が約四億七千万円、皇室費が約五
億二千万円、合せて十億足らずの予算
額でありますけれども、しかし、その
影響というものはきわめて大きいと思
うのです。そこで大切な問題について
若干伺います。

まず第一に伺いたい点は、先般私は
若干の要望を申し上げてお答え願った
わけですが、皇太子の御成婚はめでた
いことであると同時に、国民への影響
というものは非常に大きいことです。
それだけに私はあなたの方の基本的な心
がけとしては、私事でなくて国事に関
する限りは、良識と節度をもってこれ
に処する、できるだけ威厳とか、申す
までもないことですが、威厳とか形式
とか、そういうものは省いて良識と節
度をもって、実質的にできるだけ節約
する、というような基本的な態度、さら
にこの新憲法下初めての行事ですか
ら、やはり新しい皇室の風をこしら
え、芽ばえさせたいというふうな、そ
ういふ感覚から、私は基本的には、あ
なた方は対処していくべきだ、旧憲法時
代からずっと昔の慣習あたりにがんじ
がらめに縛られて、そうして事を処す

と、いうのではなくて、新憲法下初め
ての行事ですから、この新しい時代に
ふさわしい、即応するような皇室の気
風というものをここに作り上げるんだ
という、そういう進歩的と申します
か、今の時代に即応すると申します
か、そういう心がまえが、あなたの方
係者に基本的にあつてしかるべきだ、
それが望ましい、こういうふうには私
は考えるのですが、このつかみ方によ
って今後の扱い方というものが変わっ
ていく、基本的な態度として伺いた
いと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 最初の良識
と節度という関係、特にいろいろのや
り方については、節約を旨とするとい
うようなことを考えるべきではないか
というふうにおっしゃいました点につ
きましては、おおむねそういうふうな
つもりで進めて参っておりますので
で、経費なども、いわゆる前例の今の
陛下の御成婚の場合なんかと比較いた
しますと、ずっと節約された経費、
ざっと総額でいきますと、一割前後
ぐらいの経費でなさるようなふうに進
められておるわけでございます。

それから次の新しい憲法下のこの初
めてのことでもあるから、皇室のいわ
ゆるお世話をする場合に、新しい気持
で時代に即応するように、こう考えな
くちやいけないという御意見、その点
もおおむねそういうつもりで進めてお
ります。ただ、皇室には古い伝統がお
ありになる。やはりまあ伝統の上に皇
室が立てられておる、その点がござい
ますので、それを全然軽視してしま
うわけにもいけません、それではまた国民の
大部分の方の御期待に沿わないことにな
る。しかし、時代のこの皆様のお気

持に即応するように、古い伝統をのま
まを考へてもいけない。そこでいろい
ろ伝統的ななされ方については、この
時代的な感覚でさらに十分考慮直して
改むべき点は改めるといふふうにし
て、この新しい時代に即応のできるよ
うな進み方をなさるように取り計ら
いたいというふうなつもりでやってお
る、ということでございます。

○委員長(永岡光治君) 質疑の途中で
ありますが、先刻委員の異動がござい
ました。苦米地義三君が辞任され、後
任に近藤鶴代君が委員に選任されま
した。以上御報告いたします。

○矢嶋三義君 先ほどの説明によりま
すと、御成婚に直接必要な経費とし
て千九百六十六万円、約二千万円計上さ
れている。ついであなたが説明された
中に備品費約二千九百八十八万円、大宮
御所の庭園整備費約千九百八十八万円、
は、庁費が約六千万円昨年比べて増
額されております。

〔委員長退席、理事松岡平市君着
席〕

その中に計上されているのかどうかと
いう点と、それで大づかみに伺いたい点
は、直接必要な経費二千九百八十八
万円の関連費を合せると、われわれ国民
としては、皇太子様の御成婚関連費とし
て予算に計上されたのが、大略幾らと
つかめばよろしいのか、その点お答え
願いたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) この庁費の
中に入っておるかというお尋ねこれ
は庁費の中に入っておるわけござい
ます。それからそれは御成婚の経費
がこれだけかかるのかということでご

ざいまするが、この東宮御所の備品の
購入というものは御成婚のためという
わけではないので、この東宮御所がも
し御成婚にならなくて東宮様が一人
でお入りになりましたら、ほとんどこ
れに近いいろいろな備品が要るのでござ
いまして、なお、この庭園の整備、こ
れも御成婚と直接の関係でなくてもし
ますと、皇太子殿下が一人お入りにな
りますと要する経費でございます。御
成婚のために必要な経費は、この千九
百六十六万六千円のはかに、先ほど
ちよつと申しましたが、宮内庁費の中に
あります人員増に必要な経費六百八十
万六千円これを加えたものになります
から、二千六百数十万円になるわけ
でございます。

○矢嶋三義君 私はこまかいことを言
わないで大づかみに教えていただきた
いのですが、この前のこの委員会では
、東宮御所の改修は、まだ宮内庁当
局から要請を受けていないという建設
省当局のお話だったわけですが、しか
し、東宮御所が十二月に完成するとな
ると、その間今の仮御所を改修される
のだからと思うのです。それらの予算
もこの庁費の約六千万円の増の中に
入っていると思うのです。だから直
接必要な経費は二千万ですが、関連し
て予算の中に計上しなければならな
かった金額があつちこちに入ってお
ると思うのです。私はだからそれで大
づかみにどの程度とつかんだらよろし
いか、それを知りたいと思つて伺つて
おるのです。

○政府委員(瓜生順良君) この常盤松
の仮御所の改修の経費は約百五十万円
でございます。これは来年度の予算
じゃなくて、今年度の一般経常費の営

繕費の中でまかなうというふうにい
してあります。それもあるいは加えま
すとすれば、二千八百何十万円とい
うことになる。ですから全部を加えて三
千万円足らずということになります。

○矢嶋三義君 この東宮御所の建築に
当って、本年度完成するために一億四
千万と備品約三千万円と計上されてお
るわけですが、このことと皇居造営審
議会の発足について、あなたの方はど
ういうお考えを持っておるかというこ
とを聞きたいと思つたのです。という
のは、御承知のようにこの皇居移転論と
いうか、皇居開放論といふことが、こ
れはいろいろな意見がありますが、非
常に国民の関心事となつて、ほうはい
として非常に意見が起つておるわけ
ですね。きょうは時間がありませんから、私は
あまり掘り下げてまでは何いたせん
が、いろいろ専門家の意見のあること
は御承知の通りです。それから大宮御
所に二億三千万円の予算で東宮御所
をこしらへることになるわけですが、
今の千代田城の中に皇居を置かれる
か、それとも分離されるかというよう
な方針と、大宮御所内における東宮御
所の建築問題というものが関連して参
ると思うのです。一説には両陛下の皇
居とそれから東宮御所は別でなくとも
いいじゃないか、大宮御所の中に御一
緒にお住まいいただくようにすれば、
非常に便利な点もあるんじゃないか、
こういうふうな意見も相当有識者、
りっぱな人の中で意見がいろいろ出
ておることは御承知の通りです。私は先
ほどこの皇居造営審議会の発足させる
に当って、総理府設置法の一部を改正
する法律案に織り込んでおるといふの
です。それから、その際にまた詳しく伺つて

参ります。これらの審議会の委員の構成に当って、行政管理局からも勧告があつておるうちに、現状維持的な、一方的な考えを持った人だけ委員に任命して、そして答申を求めるようなことでは意味をなさぬと思う。あなた方はいろいろ相対先を見通して御研究なさり、見解を持っておられると思うのですが、どういふ宮内庁の事務当局のあなた方としては御見解を持っておられるのか承りたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この皇居造営の問題につきましては、いろいろの意見も今各方面から出ております。そういうものも十分われわれは拝見もし、研究もいたし、慎重に考えていくべきだと思つておるわけでありまして、ただ、最初に申されました大宮御所の中に東宮御所を作ることと皇居を作ること、これは一応別に考へて、やはり一方は皇太子殿下の御殿、一方は国の象徴としての天皇の御殿ということ、この天皇と皇太子と両方あるいは両方の御殿といふものと一応別個に考へて、東宮御所については現在の常盤松の仮御所では現状から見ても、非常に狭い、建物もよくないので、非外国のお客などが多く参る現在においては不適当だ、特にまた御成婚になる場合には不適当な点がおおさう強く感じられるので、大宮御所に作るということとを計画して進めて参つておるわけでありまして、それでは皇居の關係はどうかという問題であります。が、先ほどちょっと申しましたが、これは慎重に考へてゆきたいと思つておるのであります。ただ、一応われわれが考へておりますのは、やはりあそこ、以前皇居がありました皇居内の西丸あたり

がいいと、こういふように考へております。まあこの点は宮殿の方の關係、公けのいろいろの儀式をなさつたり、行事をなさる宮殿の關係であります。が、なおお住居の關係については、現在お文庫でお住まいになつておられますが、お文庫といふのも、戦中の中であつた仮設の建物で、どうも完全とは言へません。でございますので、何とかしなければいかぬのでありますが、現在陛下はあそこにお住まいになつており、またあの環境をお気に召して居るようにも察しておるので、まああつたに幾らか増築して、今の文庫を使つて不便をなさる点のないように、幾らか増築してみたらどうかというように一応考へておりますが、しかし、これは皇居造営審議会で各方面の方、これも先ほどお話ししましたように、一方に片寄らないいろいろの立場の方の委員によつて構成される審議会の方の御意見も十分聞いた上で、十分慎重に考へたいと思つておるわけでありまして、

○矢嶋三義君 その点は私は一国民としてこれは真剣に考へておるので、私も意見があるけれどもきょうは申しません。ただあなた方に要望しておきたい点は、皇居の問題を論ずれば、いかにも皇室に対して云々というふうなとり方をする人があるけれども、それは間違つておるので、皇室に対する尊敬と、あの皇居をいかに今後したらいいか、皇居のあり方をどうしたらよろしか、これを論ずることは別個のこと、これら問題については、あなた方は独善的なことを避けて、謙虚に、十分根本的に、しかも早急に検討されたい。宮内庁の上層部の方々はとおむね

元の華族出身の人が多いし、旧態依然たる古いから閉じこもつて、新しい空氣といふものをなかなか吸ひ込めない御性格、経歴の方が多いいので、皇居造営審議会等作つても、果して十分なる成果を上げるかといふことを懸念される点がある。特に事務当局のあなた方首脳部に、そういう私は希望を申し上げておきます。

〔理事松岡平市君退席、委員長着席〕

もう一、二点だけ伺ひますが、それは早急な問題ですから、この際承つておきたいのですが、正田美智子嬢に對して皇后教育が始まつたといふことが伝えられております。新聞で拝見しますと、大科目も十三科目ぐらゐだといふことになつておりますが、この教育方針はどういふふうにとどこに置かれておるか。私は皇太子殿下と正田美智子嬢の婚約が成立したとき、国民は非常に喜んで、何か明るくなつたやうな感じ、印象をみな受けました。このことは新しい時代にふさわしい、国民と親近感のある皇室が生まれるだろ、新しい皇室の氣風といふものが芽ばえるだろといふ、そういう願望と期待感が一緒になつて、ああいう国民感情といふものをかもし出したと思ふのです。ところが、最近一部から聞きますと、正田嬢が記者団と会見するに當つても、一々宮内庁の許可を得なければ記者会見できない。記者がしつちゅうインタビューに行かれては、御迷惑だと思ふのです。しかし宮内庁詰めの記者団が記者会見を申し入れたらといふ場合に、一々宮内庁がそれにこたへしを入れる。あるいはその質問事項とか答弁事項に、宮内庁の一

部の方が目を通すといふやうなことを聞くのだが、私はこんなことはないと思ふのですが、そういうやうな感覚で扱つて、それから教育申し上げていくと、せっかくわれわれ国民に身近になつた皇太子並びにきさき候補といふものが、また雲の上の上つてしまふ、周囲の人が雲の上の上つてしまふといふ結果に私はなると思ふのです。この点は十分一つ心がけていただかなければならぬと思ふのです。そういう意味において、一々教育方針といふものはどこに置いておるか、これは緊急な問題でありますから、この際承つておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 教育方針の問題でございますが、正田美智子さんは、一般的な教養の点は一応大学を出ておられますからやつておられるのであります。が、妃殿下になられますとまた妃殿下としての、いろいろな外国との交際あるいは行事に出られるとか、人に会われるとか、そういうやうな点が出て参りますので、まず最初にそういう妃殿下になられた場合に、いろいろこの御交際、行事等についてどういふふうになさつたらいいかといふ点について予備知識を得られるように、こゝろいふやうな行事がございます。と、そういう場合にはこゝろいふやうな役割をしていただいております。そういうやうなことを御説明をして、妃殿下になられた場合に、円滑にその御活動ができるようにということがまず第一でございます。それから第二の点は、皇室のあり方といふものについてのお考えを持つていただく、で、特に現代の新憲法下における皇室のあり方といふやうなもの、それから伝統的な面

と、両面を一応御承知いただいて、新しい時代に即応する御行動のできるようにとりやうなことでございまして、それから第三は、人間としての修養、これは一生なさるべきでございます。が、なさる上において、まず御本人の御希望なども聞きまして、こゝろいふやうな点でやつてみたいといふやうな御希望も聞きまして、なお教育なさつたらよからうといふやうなことも考へ、人間としての御修養に役立つやうなことをいろいろ申し上げる、御教育申すといふやうなことを考へて進めておるわけでございます。それからなお、この記者会見、あるいは記者から質問があつた場合に宮内庁の方でやかましいことを言つておるのじゃないかといふことでございまして、そういうふうなことも記者クラブの方からも聞いております。が、これは御婚約がきまつたその前後から正田家にいろいろな各新聞、雑誌その他いろいろな会見、あるいは記事がほしいといふやうなことで出かけて行かれて、正田家の方から、どうもいろいろ準備に忙しいときに、いろいろ言われるので、なかなかその応接に困るから宮内庁の方でその点を一つあつせんを世話してはし、要するに宮内庁の方である程度ばらばらに、たくさんの方が来られないやうに、適当な、必要な範囲にうまく交渉をしてもらいたいといふやうな御希望もございましたので、その線に沿ひまして一応お世話をしておるのであります。これはまあ正田さんの方のいろいろのわずらわしさを、ある程度こちらの方でお世話をしてあげるというやうなつもりでいたしておるわけでありまして、むやみに隔離してしまつて、

いわゆる今お話のあったように雲の上に上げてしまふというつもりではないのでございます。その点は御了承いただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君　あなた方が、私たちは国民ですが、私たちの気持もくんで、だんだんと新しい時代に切りかえて、そういう空気をなるべく努力されていく点は認められます。敬意を表します。が、しかし、依然として懸念される点があるから御要望申し上げておるわけですが、この前も申し上げたことを繰り返して申し上げますが、私は正田美智子さんという人とはお会いしたことではないけれども、いろいろな書きもの、あるいは録音放送等を承わって、ずいぶんうらやましく思ふのです。智子さんの体力的にも、日本の女性としては全くトップ・レベルのお方だと思ふ。ああいううらやまのお方ではないようなしきたり、慣習というのは、天皇御一家の私事については私はとやかく申しません。しかし、国事に公事に関する限りは、正田さんレベルのお方で、なかなかこなせないで非常に心労をするというところは、私はおやめになられたらいいと思ひます。で、昨年の国会でも私論じましたが、これは予算面からいっても、その執行状況からいっても、天皇家の私事と公事のけじめがなかなかつきかねるところがあると思ふのです。あなたたちは国家公務員であるわけですが、天皇家の私事と公事とはなだけじめがつかぬと思ふのです。あるいは私事の面にもタッチされておられるわけですからね。だから私はこういうことをあなたに御要望申し上げることは、決して間違っていないと思ふから、重ねてその点を要

望申し上げておくわけですが、で、私も英国に行った場合に、バッキンガム宮殿とか、ウインザー宮殿の様子を見もし、聞いても参りましたが、私はああいう形の方が望ましいと思つてゐるんです。で、その点注意していただかぬと、新憲法下の皇室のあり方が、むしろ昔のように逆戻りするようになって、最近の国民の喜びと期待に反する結果になるので、あえて私は申し上げたわけですが、で、この際に具体的なことを若干申し上げておきますが、それはこの前の、年内の委員会言葉等についてもできるだけ新しい時代に合うように改正をして、でき得べくんば当用漢字も使つて、国の法律に基いて教育を受けた国民ならば読めるとし、理解もできるよ様に、できるだけさういふものに即応するよ様に改めていきたいというあなたの答弁があつて、私非常に了としたわけですが、その努力のあとも一、二見えますが、いろいろ刊行物を通じて調べてみますと、依然として了解しかねるよ様な点がたくさんあるので、私には、刊行物を通じて知る以外にないから、私は広く読んでいるわけですが、さういふ点も、この際、皇太子の御成婚を機に、私が冒頭に申し上げましたよ様に、新しい憲法下における皇室のあり方を規定する画期的な私はこの一年だと思ふ。こういう時期に、私は検討していただきたいと思ふのですが、お答え願ひたいと思ふのです。私が読んだ中に、たとえば殿部なんという職がある。これは受付、案内する男の職員を監督する人と言ふ。それから女嬪、これは女官を助ける女の職員を女嬪というのだらうで、女官はこの女嬪を依然として家来と呼

んでいる。そういうことがあるのか知らぬが、そういうことまで伝えられてゐる。それから東宮御所に台所を設計図の中に入れていたという願ひがあつた。正田美智子さんとしては自分の料理で皇太子にサービスしたいという、婦人としてのきわめて自然な何だと思ふところがある。そういう東宮御所のところに台所なんか、妃になる人の使つたのを作つてはなんだというので設計から落したということが伝えられてゐるが、まさかそういうことはないと思ふのですが、さういふことがあるとすれば、新憲法下における国民の象徴、天皇、皇太子の扱い方じゃないと思ふ。新憲法の精神がわかつていないと思ふ。さつき開会前の雑談で申し上げたのだけれども、旧憲法下並びにその後慣習で、天皇陛下下つて御兄弟の宮殿が亡くなられてもお見舞にいけなし、お葬式にも参列できないし、それで自分のお子様結婚式をされる場合に、父母陛下はそれに参列できないのが従来のならわしです。今度は結婚の儀という新しい言葉を使われたわけですが、しかもそれを国事としてやられる。私は人間的に考えたら、自然に考えたら、皇居内でさういふ婚礼の儀が行われるとすれば、両陛下は自分のお子様に当る皇太子殿下の婚礼の儀に参列なさるのが、私は自然な姿じゃないかと思ふ。さういふことを君言わないでいいじゃないかと言ひかもしれませんけれども、天皇家の私事なら言いません。しかし、これは国事として行われると内閣できめられておりますから、われわれも無関係じゃないわけですが、さういふ点がやっぱり私は新しい憲法下における皇室のあり方という

点から再検討を要するのじゃないか。まあ幾つも具体的なものを持つてゐるわけですが、さういふさきやかなことを数多くあげるのほどかと思ひますから、この程度にとどめて、私の聞かんとするところはおわかりになったでしようから、御答弁を願ひます。

○政府委員(瓜生順良君)　いろいろな用語の關係につきましては、いろいろ書面を作ります際には、従来の形式によらないで、できるだけわかりやすい言葉に変えるよ様に努力はいたして、いつておるわけでございます。今度の皇太子殿下の御結婚關係の式の名称とか、次第書などの中にある字句につきましても、わかりにくい言葉、当用漢字にないよ様なものを当用漢字にあるよ様な言葉に変えていくよ様に努力はいたしておるつもりでございます。

今おっしゃいました殿部とか女嬪という名称、これは官名としては事務官であつても、一応さういふ職名で通称しております点については、御批判の点もございしますが、まあさういふいろいろな名称については、私も何かもつといい名称はないかという意見を持ちながら、いろいろ協議の際にも協議をいたしておるわけでございますが、なかなか適当な、改正がうまいかいない場合がありまして、一部はさういふものも残つております。なお、女嬪は女官の手助けをするので、女官はそれを家来と呼んでゐるのじゃないか、家来というところは今言つていないと思ひます。昔はさう言つたかも知れませんが、女嬪という名称については、これは皇太子殿下の女官がきまる場合については、さういふ名前にしないうにしようじゃないかということも、今話

をしておるわけでございます。しかし、これは、なおいい名称はないかというところで検討しておりますので、結論はどうなりますか、申し上げるまでに至つておりません。それから、東宮御所を作る際に、妃殿下が簡単に皇太子にいろいろなサービスをする台所を作るといふこと、これは最初の設計からわれわれは積極的にさういふよ様な台所が必要だと、以前の御所ですとさういふものはありませんでしたけれども、必要だといふことを、当局者としてその希望をし、設計者にもそれじゃいつておるわけでありまして、何か雑誌に書いてあるのは、われわれの実際と何か違ふもので、ちよつとさうおかしく思ふのでありますが、初めから作るべきだといふことを、われわれ当局者が主張して、設計の中に入つております。で、ときには妃殿下が手料理をされて、お二人で召し上られるよ様にいつておるので、お部屋の下に小さなさういふ妃殿下用の台所を設けてあります。大きな台所、これはまあお客さんなんかをされる場合、その他の場合の大きい台所は、幾らか離れたところにありますけれども、それではなくて、お居間のごく近くに妃殿下用の台所は設計の中に入つております。途中から加えたのではなくて、最初から入つておるわけでありまして。

それから、その結婚の儀の際に、天皇、皇后両陛下が、御両親として参列されないのはどうかといふよ様な御意見の点は、これもいろいろ実は、御婚儀委員会というのが宮内庁の中にあります。その際にもさういふよ様な点もいろいろ意見の交換があつて検討い

たしたわけでありすが、まあ結婚の儀は、お二人のお誓いをなさるということが中心である。その他まあ列席する立ち合いの方、見守るということで相当列席される方がありますが、陛下の場合につきましてどういうふうに参加されるかということも検討したのでございすが、賢所のおその建物、構造上から見て、なかなかこれならというような名案ができません。なおまあ、過去のいろいろ伝統の点のこゝとをいろいろ言われる方もありましたが、結局は、今われわれが考えておりますのは、この賢所の廊下の付属のところに綾綺殿というのがございすが、けれども、そこまで両陛下がおいでになつて、そして晴の姿をござらんになる、御対面にもなる、そういうふうな形で陰ながら参列されるというふうな形になりますけれども、以前なかつたこととございすが、そういうふうなことを、今度の式の進め方については、従来からなかつたそういうことを加えようというふうなことも考えておりますので、考えてはおるのですけれども、なかなか今先生が言われる通りにはいきませんけれども、いろいろそういう点も考えながら晴の日をわれわれの方で研究しているという点を御了承いただきたいと思います。

○矢嶋三義君 最後に伺います。あなたの答弁の中に、了解すべき点もあります。要は、私は国民の一人として、皇室が私どもの身近にあつていただきたい。で、すべてのことが人間的であつていただきたい。こういう願望から僕の質疑は出ているわけです。あなたの答弁の中で、一部了解できる点もあります。ささやかな台所をこしらえるべきだとか、設計の中に子供部屋をつこしらえたという点は、非常に人間的で、私も親しみを覚えてつこうだと思つた。親と子が子供が生まれて三年くらいたつたら、親の顔を離れなくちゃならぬという習慣はおかしいですよ、実際。そして、お母さんが健康上何か支障があればともかくも、そうでなくて、頑健であり、十分母乳があるにかかわらず、お乳を子供に飲ませないで、そして、お母さん格好で民間から吸い上げていく、（笑声）まあ今の言葉は訂正しますが、民間から募集してそして授乳していただく、こういうのは、僕は人間的でないと思つた。まあそういう点で、あなたの方の配慮は私は了とする点があるわけですが、それから、言葉なんかでも申し上げましたが、これはなかなか何千年の伝統があつてむずかしいと思つた。一つの方法としては、私もいつか言つてゐるのですが、宮内庁の公務員の方、人事交流をやるべきだと思つた。最近見ていると若干やつてゐる。その点はいいと思う。なおおやるべきだと思つた。お年寄りの五十五歳以上の人が三割くらいいらつしやるのですがね。勤続年数は長い。従つて、公務員の平均年齢は他の官庁に比べて大体十年くらい長いですね。あなたもときどき国会に来られるようになって非常に變つてこれだと思つた。一つの法としては、人事交流が私は適正に行われることが大切だと思つた。すると、一般の国民にはわからぬような言葉なんか、自然と自然淘汰されていくと思つた。それが国民と皇室とを近づけるものであり、新憲法下における皇室のあり方というふうなものはつきり、びつたりしてゐるので、一つの法として前にも私申し上げたことですが、要望しておきます。

最後に伺つたいと申した点は、こういうことです。例の組組の入札問題を建設省初め関係当局等で配慮されて、七社が共同企業体として共同施工されるようになった、随意契約方式として着工されるようになったというところは、あの問題の処理としては私はよかつたと思つた。御苦労だつたと思つた。ところが、あの委員会の質疑のときに建設省当局は、なお入札をやる機会が数回ある、五、六回あると答弁されておられます。これは直接は建設省が所管してやることですが、まあしかしあなたの方とも十分連絡をとつて進められてゐると思つたのですけれども、今後の五、六回の入札を、全部こういう隨意契約方式で共同企業の共同施工という形でやらせようと思つたのか、この点と、それからもう一点は、この予算書を見ると、甚間に伝えられておつた皇太子の海外旅行の費用というものは、これに私は出ていないと思つた。どこかに入つてゐるのかどうか。あるいはあなたの方としてはそういうものは予想してゐないのか、起つた場合は予算費でも出そうというお含みなのかどうか。その点お答えおきいたしたいと思います。それでよろしくところは質問を終わります。

○政府委員（瓜生順夏君） 東宮御所の請負入札の關係のこと、これにつきましては先般の問答の件は、あれで共同企業体でやることになりましたが、その後の入札の關係を建設省から聞いておられますけれども、やはりこの共同企業体のような形式でやつておられるようです。ものによりまして、何か三つぐらいの会社が共同企業体を作つて、そういうのが三グループできて、その三グループで共同でやつておられるようにも聞いておられますし、要するにあら一社という形でなくて、共同の形で進められてゐるようには私は話を聞いております。

それから皇太子陛下の明年度における海外旅行の關係でございすが、これは予算には載つておりません。なお、現在のところおいでになるということも別に具体的にはなつておりません。しかしながら、いろいろ諸外国の方の事情なんかに關連して、あるいはそれはおいでになることも考えられるかと思ひますが、そういう場合には、予備費を一ついただいてそれによつてと考へておる次第でございします。

○委員長（永岡光治君） 他に御発言もなければ、宮内庁所管の部についてはこの程度にとどめまして、次に、行政管理庁の所管に關する今後のものもろの施策につきまして、行政管理庁長官から所信をお述べ願ひます。

○國務大臣（山口喜久一郎君） 行政管理庁といたしましては、今後行政事務が非常にふえることは必然の勢いであるので、行政機構も、政府職員も膨張する傾向はこれは免れがたいと思つたのであります。しかし、行政機關のために真にお役に立つつもりでなければなりませんので、行政が最も能率よく活動し、また、その責任の明確化ということ、また国民に便利な行政、こういう考へ方から組織され、運営されるようにせつて行政管理局としてはいろいろ努力をいたしておる次第でありまして、この趣旨に基きまして、昨年以来行政審議會に、具体的にこれが対策を諮問いたしておつたわけでありすが、最近答申を得ましたので、これに基いて各省庁の意見を調整いたしまして、でき得る限りすみやかに成案を得て国会に御審議を願ひたいと、こゝろ思つておるような次第であります。

○委員長（永岡光治君） それでは御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○矢嶋三義君 初めてですから、長官ちよつと聞きたいと思つたのですが、私は長官が就任されたときに、山口さんは大きな政治力を持った方だから、相当大きい方針を打ち出して、ばりばりやられるだろう、そういう印象を受けたのですが、御就任以来、私も御縁がなくてきよ初めてお目にかかるわけですが、ほとんど音なしのかまへのようですが、どうも御事情なのか。特にいづぶんあなたの部下の方では、行政監察をやられておる方々、行政監察をやられておる方々、あれを拝見しますと、非常に敬服する御告なんかに出されておるわけですが、あの各省庁に出したあなたの方の御告というものは、相当にらみがきいておるすかどうですか。私は山口國務大臣は相当ににらみのきく方だと思つたのですが、せつかく部下がああいうふうになつたのが反映して参らないと、せつかく働いた下級の公務員の方にも気の毒でもあるし、また、その結果というものがもつたないような結果になつてくると思つたのですが、結論としては、國務大臣

としてこの出された勧告が各省庁においてどういふように生かされておるといふふうに見ておられるのか御所見と合せて伺いたい。

○国務大臣(山口喜久一郎君) はなはだ御期待に沿ひ得ずして申しわけありませんが、行政機構の改革という問題は、幾代かの長官によって試みられ、あるいは成案を得たまになつておるのでありますので、これが経過等にかんがみましても、私はあまり行政管理局が先走ることによつてかえつて反響されるというふうなことをおもんばかりまして、できる限り、一般の世間やあるいは私らの政務調査会その他の機関等と十分連絡をとりつつ、もし一たん法案が提出されたならば、これをスムーズに審議ができるようにと思ひまして、慎重に慎重を期して参つたような次第であります。先ほど申し上げました通り、すでに行政審議会の答申を得ました後においても、党はもとより政府内部においても、いろいろこの答申に対してはさまざまな意見が錯綜しておるような状態でありまして、これには私も相当苦心をしておるようなわけでございまして。

また、行政監察の効果が云々ということでもございしますが、この行政監察につきましても、各省庁の大臣、長官等より非常にけつこく言つたと言われる人もあれば、また中にはいろいろこの行政監察の結果あるいは態度等について、また御注文を受ける面もありますので、こゝういった反響からしても、相当この効果は陰に陽に上りつつあるものと私は信じております。

さらに今後の方針といたしましては、比較的行政監察が行われなかつた

各省庁の方にも、漸次監察の範囲を広めて参りたいと思つておるのであります。何と申しましても、行政管理局それ自体の機構、人員に制約がございまして、思ふことの十分を尽しがたいのは、きわめて遺憾に存じておるようなわけでございまして。

○矢嶋三義君 私は行政監察というものは、これは幾らやつてもやり過ぎることはないと思つておる。これは十分やつて、そのやつた結果を生かさないければならぬと思つておるのですが、私も個人的に、二の地方監察局をひそかに視察したことがあるのですが、この末端の人が監察業務をやつて勧告として表面に出てくるのは一年以上かかります。これは大へんだと思つておる。すけれども、もう少し期間を縮めなければ効果というものは薄らいでくると思ふのです。末端の人が手がけて一年半くらいです。私たちのところに届いてくるのは、これは定員関係があること思ふのですが、もう少し早くすることです。それからあなたも末端のことを御承知だと思ふのですが、特に旅費なんか非常に不十分なんです。だから手近なところだけサンプル調査してやるというところで、十分つかみ得ない。こゝういふ業務に予算なんかたつぷり出しても、決して国としては私はむだにならぬと思ふのです。早急に結果をまとめてそれを生かしていくということですね。各省庁に対する勧告については、これはせつかく公務員の方が一生懸命やつたものが是非か、採用されておるか採用されてないかというところは、私は当委員会でも各省庁別に徹底的にやる必要があると思ふのです。他日やりたいと思つてこれは委員会に

提起したいと思ふのですが、きょうは具体的に触れられませんが、最近の新聞紙上を見ても、幾つかお宅の方で発表されておるわけですが、これが会計検査院のやつたら、決算委員会が相当やられますから、生きて参りますけれども、お宅でやられたのは、いい監察をされて、いい結果を出されて、勧告されてそれがあまり活用されない面があるのじゃないか。各省庁から軽くなされておる面があるのじゃないか。これらの点を私は大いに反省しなければならぬし、所管大臣としてはこの監察結果が全部が全部必ずしも受け入れられなくてよろしい。これはいろいろなものを含まれておると思ふのですが、やはり下級公務員が真剣にやつた結果は、適當なものややはり各省庁尊重されて生かされるように、担当国務大臣としてにらみをきかしてやる必要があるのじゃないか。具体的なことを幾つか持つていきますけれども、きょうは抑り下げて各省庁に論ずる場ではないですから、これは他日に譲りますが、この基本原則にはどういふ御見解を持たれますか。

○国務大臣(山口喜久一郎君) はなはだ御理解と御同情のある御質問でありまして、やはり行政管理局当局としては、ほんとうにありがたい仕合せだと思つておる次第であります。私も管理庁長官としてほとんど全国の半分くらいは各局を見て回りました。その結果からいいたしまして、お説の通り、旅費はもとより筆墨類、それから自動車のごときは、行政管理局の車といへばほんとうによほど車でごさいまして、敏速かつこの報告がすみやかに行われ、またこれがすみやかに成果を上げられるということは、国の行政

の私は基本をなす事柄だとかねがね考へておるのであります。本年度大蔵省に對してはもと相當の面に對して強く私の方でも予算の増額を要求したような次第であります。徴力はなほ十分を盡し得ないのであります。そのと同時に、きょうも私の下僚の連中おいてはありますが、何と申しても、機構ももとよりあります。が、人的においてもやはり老朽化ということが考へられております。また、人間のこの数もうんとふやしていかなければ、御希望のような成果を上げるわけには参らないのであります。しかし、行政管理局自体が人員を著しく増加するといふことは、私の方で機構や人員の膨張をいつも各省庁にセーブしてゐるような立場でございまして、自分の方から機構を拡大しようとか、人員を増加しようといふことがなかなか言にくいことではあるものであります。が、さういふ御理解のある御意見にわれわれも一つ便乗して、これから行政管理局といふものを、いさ少し充実したものに仕組んでいきたいと思つてゐるような次第であります。また、監察の効

果については、ありていに申し上げる。各大臣が行政監察の報告書をいつの間にか持つてきて、いろいろうなずきながら読んでゐるところを見ると、だいたい命率は相當なものだ。なあ、私は心ひそかに喜んでゐるようなわけでありまして。であります。が、何と申してもやはりいさ少しこの予算を増してもらつて、さうして一つ十分に機能を發揮することが、私は国の行政の改善なりあるいは能率化、国民に便利なる行政といふことに忠実なゆえんなりと思つてゐるようなわけでござ

○矢嶋三義君 じゃ最後に伺います。私の意見はまた他日あらためて具體的な例をあげて伺いますから、これを最後の質問にいたします。それは定員をふやしてさらに積極的にやるというのの一方の方法と思ふんですけれども、今のところ、監察した結果を能率的に活用するといふことが、まだ私は大事だと思つてゐるんです。それは命率はあなたはその通りごらんになつてゐるかも知れぬが、それはそのときだけで、あなたが見えなくなると、命率ははずれるといふふうな実情なんですよ。具体例は幾つもあるけれども、やはり活用するといふことを特に配慮してもらいたいと思ふ。最後に伺いたい点は、先ほどあなたの御説明に關連してですが、一月二十一日に出された行政審議会の答申ですね。これは政府与党内でも答申そのものに異議がある、それで検討をしてゐる、他日御審議を云々、法案を提出されるの含みを持つた御発言ですが、率直に承わりたい点は、この中にも幾つか大事な、根本的なものが、新聞紙上で見まはつて、たとえば人事院の改組ですね。これ、それから自治省という中央行政機関の設置、これも非常に大きいんだと思ふんですが、それから審議会の整理統合ですね、たとえば閣議決定で設けたのを廃止しろとか、それからあの中にも、国務大臣は審議会の長になるのか幾つもあります。あるいは行政機関の諮問機関であるような審議会には、国会議員を充てないのが適當だと、すいぶんごつともな御意見も含まれてゐると思ふのですが、この審議会の問題、それから自治省の問題、それから人事院改組の問題、こゝう

いう点に関連する法律案というものは、この国会にですな、出されるおつもりですかどうですか。見直しはどうですか。私は実際問題として、三月二十八日は、御承知のごとく地方選挙の告示ですからね。だから三月二十八日というのは、衆参の国会の運営上、やはり一つの目当てになる日だと思うのですがね。そういうものと勘案するときに、この一月二十二日の審議会の答申に沿って、相当大幅なものが果して審議対象となり得るかどうかという点考えられますので、国務大臣のお考えと見直しを一つ承わっておきたいと思うのです。

○国務大臣(山口喜久一郎君) 実は私としては、何とか再開国会の勢頭に出すべく急いでおつたようなわけでありまして、御承知の通り、警職法等の問題にかんがみましても、下手に急いで飛び出して、まずい結果に終わるというふうなこともどうかと思いましたが、慎重に考えまして、また、行政審議会の答申案それ自体についても、各省庁間のまだ意見がなかなか調整が困難な面がございます。従いまして現在のところ、衆議院を予算案が通過した直後を目途として提出したいという考えで、その作業を急いでおつたようなわけでありまして、しかし、すべてお説の通り、全部をひとまとめにして出すということは、参議院の選挙等も迫って参りますので、ここにも一つのまた困難な面が生じてくるかと思っております。大体意見がまとまったものから順次一つ出していき、いわゆる小出しにどんどん出していき、合せて一本というふうな姿の方が賢明ではないかという考えましたので、今御質疑の中で

国民年金の行政機構の問題、これはまあ厚生省から提出するような、近く提出の予定でございます。それからまた、公務員制度の改正については、これまで人事院を分割して人事局を設置するという案の問題ですが、これも近く提出の予定であります。港灣行政の問題については、なかなか特に地方にいろいろの意見がございますので、審議会の答申そのままで、なかなか提出するのには相当困難及び抵抗の強いところがございますので、これは目下調整中でございます。それから自治省設置の問題についても、その中に折り込まれた分野で、建設省方面からも強い御意見があります。それから審議会の整理の問題は、これはもう私はどうしもお説のように、審議会は行政組織法に基く、いわゆる国会が開かれていない場合においては、閣議決定でできるが、これは国会が開かれた次の機会に必ず承認を求めなければならぬというふうな構想のもとにおいて、漸次一つ整理をしたいという強い意見も持っているものであります。この問題と自治省設置の問題ですね、この自治省の問題等は、今期国会に間に合うかどうか、非常に危ぶんでおるような次第であります。これが率直な現在の進行過程であります。

○委員長(永岡光治君) 他にございせんか……。他に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会

一月二十三日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

「郵政省」を「通信省」に、「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」を「通信省令」に改める。

第三条第二項第二号中「及び日本放送協会」を、「日本放送協会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」に改める。

第六条第一項第十号七中「郵政省共済組合」を「通信省共済組合」に改める。

第九条第十号を次のように改める。

十 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会から委託された業務を処理すること。

第十二条第四項中「第十一号」を「前条に改め、同条第五項を削る」。

第十五条中「郵政に関する文化」を「通信文化」に改める。

第十九条第一項の表中「郵政審議会」を「通信審議会」に改める。

第二十一条第四項を第六項とし、第一項から第三項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次のように加える。

大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

附 則

第一条 この法律は、昭和三十四年

四月一日から施行する。

第二条 従前の郵政省の機関及びその職員は、通信省設置法に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

(国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「郵政省」を「通信省」に改める。

(刑事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)

第四条 刑事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第三条の二及び第五条第一項中「郵政省」の下に

第一条の表中

国立国会図書館支部郵政省図書館

通信省

郵政省

を

「若しくは通信省」を加える。

(郵政省職員訓練法の一部改正)

第五条 郵政省職員訓練法(昭和二十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

通信省職員訓練法

本則中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省」を「通信省」に改める。

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「郵政大臣」を「通信大臣」に改め、本則中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省」を「通信省」に改める。

(積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正)

第九条 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「郵政事務次官」を「通信事務次官」に改める。

(資金運用部資金法の一部改正)
第十条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「郵政大臣」を「通信大臣」に改め、同条第二項第四号中「郵政事務次官」を「通信事務次官」に改め、第十一条第二項中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

(電話設備費負担臨時措置法の一部改正)
第十一条 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「郵政省令」を「通信省令」に改め、第六條の二中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

(木材防腐特別措置法の一部改正)
第十二条 木材防腐特別措置法(昭和二十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「通商産業省令、運輸省令、郵政省令」を「通商産業省令、運輸省令、通信省令」に改め、第九條中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第十三条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四條中「郵政大臣及び郵政省令」を「通信大臣及び通信省令」に改め、附則第二十七條中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)
第十四条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「郵政大臣」を「通信大臣」に改め、同条第五項中「郵政省令」を「通信省令」に改める。

(恩給法等の一部改正)
第十五条 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第八十二條ノ三

二 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十九号)第三条

三 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条

四 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第百五十七号)第三十九條

五 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)第十五條第一項

六 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)第四十九條

七 国民貯蓄債券法(昭和二十七年法律第百六十四号)第八条

八 有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法(昭和二十八年法律第百九十八号)第十三條第一項及び第三項

八年法律第百八十一号)附則第二十四項から第二十六項まで

十 国稅收納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第十三條第十項

十一 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百四條並びに第百二十二條第二項及び第三項

十二 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)第一条

(郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律等の一部改正)
第十六條 次に掲げる法律の規定中「郵政省」を「通信省」に改める。

一 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律(昭和二十四年法律第九十四号)第三条第二項

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十二條第二項

三 軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第百八号)第八條

(簡易生命保険法等の一部改正)
第十七條 次に掲げる法律の規定中「郵政省」を「通信省」に、「郵政省簡易保険局長」を「通信省簡易保険局長」に、「郵政審議會」を「通信審議會」に、「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

一 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)

二 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)

(有線電氣通信法等の一部改正)
第十八條 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」を「通信省令」に、「郵政省」を「通信省」に改める。

一 有線電氣通信法(昭和二十八年法律第九十六号)

二 公衆電氣通信法(昭和二十八年法律第九十七号)

(郵便貯金法等の一部改正)
第十九條 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省」を「通信省」に改める。

一 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)

二 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

三 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)

四 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)

五 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)

六 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九十九号)

七 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第百三十三号)

(放送法等の一部改正)
第二十一條 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

一 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

二 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第百三十三号)

三 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第百三十号)

四 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第百五十号)

五 国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第百五十一号)

六 有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第百五十二号)

(他の法令の號替)
第二十二條 前十九條に掲げる法律を除くほか、他の法令中「郵政省」とあるのは「通信省」と、「郵政大臣」とあるのは「通信大臣」と、「郵政事務次官」とあるのは「通信事務次官」と、「郵政省令」とあるのは「通信省令」と読み替えるものとする。

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一、恩給法の一部を改正する法律案

九

一、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
一、文部省設置法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合(十二月十五日に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の二百八十を乗じて得た割合)を乗じて得た額とする。」を「六月十五日に支給する場合においては百分の六十五、十二月十五日に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。」に、「百分の五十」を「百分の百」に、「百分の三十」を「百分の六十」に、「百分の十五」を「百分の三十」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職 等 級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1	60,360	44,230	12	31,770	21,300	12	16,370	12,680	12	10,680	6,830	12												
2	62,870	46,540	12	33,550	22,460	12	17,310	13,530	12	11,210	7,040	12												
3	65,390	48,840	12	35,330	23,710	12	18,260	14,470	12	11,950	7,360	12												
4	67,900	51,150	12	37,110	24,970	12	19,210	15,420	12	12,680	7,780	12												
5	70,410	53,450	12	38,890	26,220	12	20,260	16,370	12	13,530	8,200	12												
6	72,920	55,750	12	40,670	27,480	12	21,300	17,310	12	14,470	9,020	12												
7	75,440	58,060	12	42,450	28,840	12	22,460	18,260	12	15,420	9,850	12												
8	78,580	60,360	15	44,230	30,310	12	23,710	19,210	12	16,370	10,680	12												
9	81,720	62,870	21	46,540	31,770	12	24,970	20,260	12	17,310	11,210	12												
10		65,390	24	48,840	33,550	12	26,220	21,300	12	18,260	11,950	12												
11		67,900		51,150	35,330	12	27,480	22,460	18	19,210	12,680	15												
12				53,450	37,110	18	28,840	23,710	18	20,260	13,530	18												
13					38,890	21	30,310	24,970	21	21,300	14,470	21												
14					40,670	24	31,770	26,220	24	22,460	15,420	24												
15					42,450			27,480		23,710	16,370													

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	17,510 ^円		9 ^月	12,490 ^円		9 ^月	10,080 ^円		9 ^月	6,940 ^円		9 ^月	5,600 ^円		6 ^月
2	18,040		9	13,120		9	10,600		9	7,250		9	5,700		6
3	18,570		9	13,750		9	11,230		9	7,570		9	5,810		6
4	19,100		9	14,370		9	11,860		9	7,880		9	5,910		6
5	19,630		9	15,000		9	12,490		9	8,200		9	6,120		6
6	20,260		9	15,630		9	13,120		9	8,610		9	6,320		6
7	20,880		9	16,260		9	13,750		9	9,030		9	6,530		6
8	21,510		9	16,890		9	14,370		9	9,560		9	6,730		6
9	22,140		9	17,510		9	15,000		9	10,080		9	6,940		9
10	22,770		9	18,040		9	15,630		9	10,600		9	7,250		9
11	23,400		9	18,570		9	16,260		12	11,230		9	7,570		9
12	24,030		9	19,100		9	16,890		12	11,860		12	7,880		9
13	24,650		12	19,630		9	17,510		12	12,490		12	8,200		9
14	25,280		12	20,260		9	18,040		12	13,120		12	8,610		9
15	25,910		12	20,880		12	18,570		15	13,750		15	9,030		12
16	26,540		12	21,510		12	19,100		15	14,370		15	9,560		12
17	27,170		15	22,140		12	19,630		15	15,000		15	10,080		12
18	27,800		15	22,770		12	20,260		15	15,630		15	10,600		15
19	28,420		15	23,400		15	20,880		15	16,260		15	11,230		15
20	29,050		15	24,030		15	21,510		15	16,890		15	11,860		15
21	29,680		15	24,650		15	22,140		15	17,510		15	12,490		15
22	30,310		15	25,280		15	22,770		18	18,040		15	13,120		15
23	30,940		15	25,910		15	23,400		18	18,570		15	13,750		15
24	31,560		18	26,540		18	24,030		18	19,100		18	14,370		15
25	32,190		18	27,170		18	24,650		18	19,630		18	15,000		15
26	32,820			27,800			25,280			20,260		18	15,630		15
27										20,880		18	16,260		15
28										21,510			16,890		15
29													17,510		18
30													18,040		18
31													18,570		18
32													19,100		18
33													19,630		

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	38,890	12	31,770	12	28,710	12	18,260	12	14,470	12	12,150	12	7,460	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	7,990	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,510	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,030	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	9,760	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	10,490	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	11,320	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	26,220	12	21,300	12	18,260	12	12,150	12
9			46,540	24	35,330	12	27,480	12	22,460	12	19,210	12	12,680	12
10			48,840		37,110	18	28,840	15	23,710	12	20,260	12	13,530	12
11					38,890	21	30,310	18	24,970	18	21,300	15	14,470	15
12					40,670	24	31,770	21	26,220	18	22,460	18	15,420	21
13					42,450		33,550	24	27,480	21	23,710	21	16,370	24
14							35,330		28,840	24	24,970	24	17,310	
15									30,310		26,220			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	38,390	12	31,770	12	28,710	12	16,370	12	12,150	12	9,450	12	8,090	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	17,310	12	12,680	12	10,280	12	8,510	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	8,930	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	19,210	12	14,470	12	12,150	12	9,450	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,280	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	22,460	12	17,310	12	14,470	12	12,150	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	12
9			46,540	24	35,330	12	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	12
10			48,840		37,110	18	26,220	12	20,260	12	17,310	12	14,470	12
11					38,890	21	27,480	12	21,300	12	18,260	12	15,420	12
12					40,670	24	28,840	15	22,460	18	19,210	12	16,370	12
13					42,450		30,310	18	23,710	18	20,260	12	17,310	12
14							31,770	21	24,970	21	21,300	18	18,260	12
15							33,550	24	26,220	21	22,460	18	19,210	12
16							35,330		27,480	24	24,710	21	20,260	12
17									28,840	24	24,970	21	21,300	18
18									30,310		26,220	24	22,460	21
19											28,840	24	23,710	21
20													24,970	24
21													26,220	24
22													27,480	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表 (二)

勤務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		38,890	12		31,770	12		23,710	12		18,260	12		14,470	12		12,150	12		7,780	12		6,230	12
2		40,670	12		33,550	12		24,970	12		19,210	12		15,420	12		12,680	12		8,200	12		6,530	12
3		42,450	12		35,330	12		26,220	12		20,260	12		16,370	12		13,530	12		8,820	12		6,940	12
4		44,230	12		37,110	12		27,480	12		21,300	12		17,310	12		14,470	12		9,450	12		7,360	12
5		46,540	15		38,890	12		28,840	12		22,460	12		18,260	12		15,420	12		10,280	12		7,780	12
6		48,840	21		40,670	15		30,310	12		23,710	12		19,210	12		16,370	12		11,210	12		8,200	12
7		51,150	24		42,450	18		31,770	12		24,970	12		20,260	12		17,310	12		12,150	12		8,820	12
8		53,450			44,230	24		33,550	12		26,220	12		21,300	12		18,260	12		12,680	12		9,450	12
9					46,540	24		35,330	12		27,480	12		22,460	12		19,210	12		13,530	12		10,280	12
10					48,840			37,110	18		28,840	15		23,710	12		20,260	12		14,470	12		11,210	12
11								38,890	21		30,310	18		24,970	18		21,300	18		15,420	12		12,150	12
12								40,670	24		31,770	21		26,220	18		22,460	18		16,370	15		12,680	12
13								42,450			33,550	24		27,480	21		23,710	21		17,310	15		13,530	12
14											35,330			28,840	21		24,970	21		18,260	18		14,470	15
15														30,310	24		26,220	24		19,210	18		15,420	18
16													31,770				27,480	24		20,260	18		16,370	21
17																	28,840			21,300	21		17,310	21
18																				22,460	24		18,260	24
19																				23,710	24		19,210	24
20																				24,970			20,260	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

勤務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		34,180	12		23,920	12		17,740	12		13,400	12		8,200	12
2		35,860	12		25,390	12		18,890	12		14,150	12		8,820	12
3		37,530	12		26,850	12		20,150	12		15,000	12		9,450	12
4		39,210	12		28,320	12		21,410	12		15,840	12		10,080	12
5		40,880	12		29,780	12		22,660	12		16,790	12		11,120	12
6		42,560	12		31,250	12		23,920	12		17,740	12		12,260	12
7		44,230	12		32,720	12		25,390	12		18,890	12		13,400	12
8		45,910	12		34,180	12		26,850	12		20,150	12		14,150	12
9		47,580	12		35,860	12		28,320	12		21,410	12		15,000	12
10		49,260	15		37,530	12		29,780	12		22,660	15		15,840	12
11		50,940	21		39,210	12		31,250	15		23,920	18		16,790	15
12		52,610	24		40,880	18		32,720	18		25,390	18		17,740	18
13		54,290	24		42,560	21		34,180	21		26,850	18		18,890	18
14		55,960			44,230	24		35,860	24		28,320	21		20,150	18
15					45,910			37,530			29,780	24		21,410	18
16											31,250			22,660	18
17														23,920	21
18														25,390	24
19														26,850	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職の 等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸 給 月 額	昇 給 期	給 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 間
1	17,840	12	月	12,800	12	月	9,030	12	月	6,330	12	月
2	18,790	12	月	13,850	12	月	9,660	12	月	6,730	12	月
3	19,730	12	月	14,900	12	月	10,290	12	月	7,150	12	月
4	20,780	12	月	15,940	12	月	11,130	12	月	7,570	12	月
5	21,830	12	月	16,890	12	月	11,970	12	月	7,990	12	月
6	22,870	12	月	17,840	12	月	12,800	12	月	8,410	12	月
7	23,920	12	月	18,790	12	月	13,850	12	月	9,030	12	月
8	24,970	15	月	19,730	12	月	14,900	12	月	9,660	12	月
9	26,020	15	月	20,780	12	月	15,940	12	月	10,290	12	月
10	27,060	18	月	21,830	12	月	16,890	12	月	11,130	12	月
11	28,110	18	月	22,870	15	月	17,840	15	月	11,970	12	月
12	29,160	18	月	23,920	18	月	18,790	18	月	12,800	12	月
13	30,200	18	月	24,970	18	月	19,730	18	月	13,850	12	月
14	31,250	18	月	26,020	18	月	20,780	18	月	14,900	15	月
15	32,300	21	月	27,060	21	月	21,830	18	月	15,940	18	月
16	33,340	21	月	28,110	21	月	22,870	21	月	16,890	18	月
17	34,390	24	月	29,160	24	月	23,920	21	月	17,840	21	月
18	35,440	24	月	30,200	24	月	24,970	24	月	18,790	21	月
19	36,490			31,250			26,020	24	月	19,730	24	月
20							27,060			20,780	24	月
21										21,830		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職の 等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	俸 給 月 額	昇 給 期	給 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 間
1	60,360	12	月	31,460	12	月	20,360	12	月	16,790	12	月	11,310	12	月	8,200	12	月
2	62,870	12	月	33,140	12	月	21,830	12	月	17,950	12	月	12,060	12	月	8,820	12	月
3	65,390	12	月	34,810	12	月	23,290	12	月	19,100	12	月	13,000	12	月	9,650	12	月
4	67,900	12	月	36,490	12	月	24,760	12	月	20,360	12	月	13,950	12	月	10,480	12	月
5	70,410	12	月	38,160	12	月	26,430	12	月	21,830	12	月	14,900	12	月	11,310	12	月
6	72,920	12	月	39,840	12	月	28,110	12	月	23,290	12	月	15,840	12	月	12,060	12	月
7	75,440	12	月	41,510	12	月	29,780	12	月	24,760	12	月	16,790	12	月	13,000	12	月
8	78,580	12	月	43,190	12	月	31,460	12	月	26,430	12	月	17,950	12	月	13,950	12	月
9	81,720	12	月	44,860	12	月	33,140	12	月	28,110	15	月	19,100	15	月	14,900	12	月
10		12	月	46,540	12	月	34,810	12	月	29,780	15	月	20,360	15	月	15,840	12	月
11		12	月	48,210	12	月	36,490	12	月	31,460	15	月	21,830	15	月	16,790	12	月
12		12	月	49,890	12	月	38,160	15	月	33,140	15	月	23,290	15	月	17,950	12	月
13		12	月	51,980	12	月	39,840	15	月	34,810	15	月	24,760	18	月	19,100	15	月
14		15	月	54,080	15	月	41,510	15	月	36,490	15	月	26,430	18	月	20,360	18	月
15		15	月	56,170	15	月	43,190	15	月	38,160	15	月	28,110	18	月	21,830	18	月
16		15	月	58,270	15	月	44,860	18	月	39,840	15	月	29,780	18	月	23,290	18	月
17		18	月	60,360	18	月	46,540	21	月	41,510	15	月	31,460	21	月	24,760	21	月
18		21	月	62,870	21	月	48,210	21	月	43,190	18	月	33,140	21	月	26,430	21	月
19		24	月	65,390	24	月	49,890	24	月	44,860	21	月	34,810	24	月	28,110	24	月
20				67,900			51,980			46,540	24	月	36,490	24	月	29,780	24	月
21										48,210	24	月	38,160			31,460		
22										49,890								

備考 (一) この表は、大学及び専科大学並びにこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。
 (三) 大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。
 (四) 大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ 教育職俸給表(二)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	27,060 ^円	12 ^月	11,310 ^円	12 ^月	7,360 ^円	12 ^月
2	28,320	12	12,060	12	7,780	12
3	29,580	12	13,000	12	8,200	12
4	30,830	12	13,950	12	8,820	12
5	32,090	12	14,900	12	9,650	12
6	33,340	12	15,840	12	10,480	12
7	34,920	12	16,790	12	11,310	12
8	36,490	12	17,740	12	12,060	12
9	38,060	12	18,690	12	13,000	12
10	39,630	12	19,730	12	13,950	12
11	41,200	12	20,780	12	14,900	12
12	42,770	12	21,830	12	15,840	12
13	44,340	12	22,870	12	16,790	12
14	45,910	12	23,920	12	17,740	12
15	47,480	12	24,970	12	18,690	12
16	49,050	18	26,020	12	19,730	12
17	50,620	21	27,060	12	20,780	12
18	52,190	21	28,320	12	21,830	12
19	53,760	24	29,580	12	22,870	15
20	55,330		30,830	12	23,920	18
21			32,090	12	24,970	18
22			33,340	12	26,020	18
23			34,920	12	27,060	24
24			36,490	15	28,320	24
25			38,060	15	29,580	
26			39,630	15		
27			41,200	15		
28			42,770	18		
29			44,340	21		
30			45,910	21		
31			47,480	24		
32			49,050			

備考 この表は、専科大学及び高等学校並びにこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	21,300 ^円	月12	8,820 ^円	月12	7,360 ^円	月12
2	22,350	12	9,650	12	7,780	12
3	23,400	12	10,480	12	8,200	12
4	24,440	12	11,310	12	8,820	12
5	25,490	12	11,590	12	9,650	12
6	26,540	12	12,680	12	10,480	12
7	27,690	12	13,530	12	11,310	12
8	28,950	12	14,470	12	11,950	12
9	30,200	12	15,420	12	12,680	12
10	31,460	12	16,370	12	13,530	12
11	32,720	12	17,310	12	14,470	12
12	33,970	12	18,260	12	15,420	12
13	35,230	12	19,210	12	16,370	12
14	36,490	12	20,260	12	17,310	12
15	37,740	12	21,300	12	18,260	12
16	39,000	12	22,350	12	19,210	18
17	40,570	12	23,400	12	20,260	18
18	42,140	15	24,440	12	21,300	21
19	43,710	18	25,490	12	22,350	21
20	45,280	21	26,540	12	23,400	24
21	46,850	21	27,690	12	24,440	
22	48,420	24	28,950	12		
23	49,990		30,200	15		
24			31,460	15		
25			32,720	15		
26			33,970	15		
27			35,230	15		
28			36,490	15		
29			37,740	18		
30			49,000	21		
31			40,570	21		
32			42,140	24		
33			43,710			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職の 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	俸給月額	昇給 月 間
1	60,360	12	38,890	12	27,480	12	19,210	12	12,150	12	10,880	12	6,830	12
2	62,870	12	40,670	12	28,840	12	20,260	12	12,780	12	11,410	12	7,040	12
3	65,390	12	42,450	12	30,310	12	21,300	12	13,630	12	12,150	12	7,360	12
4	67,900	12	44,230	12	31,770	12	22,460	12	14,470	12	12,780	12	7,780	12
5	70,410	12	46,540	12	33,550	12	23,710	12	15,420	12	13,630	12	8,200	12
6	72,920	12	48,840	12	35,330	12	24,970	12	16,370	12	14,470	12	9,020	12
7	75,440	12	51,150	12	37,110	12	26,220	12	17,310	12	15,420	12	9,950	12
8	78,580	12	53,450	12	38,890	12	27,480	12	18,260	12	16,370	12	10,880	12
9	81,720	15	55,750	15	40,670	12	28,840	12	19,210	12	17,310	12	11,410	12
10		21	58,060	21	42,450	12	30,310	12	20,260	12	18,260	12	12,150	12
11		24	60,360	24	44,230	12	31,770	12	21,300	12	19,210	12	12,780	15
12			62,870		46,540	15	33,550	12	22,460	12	20,260	12	13,630	18
13					48,840	21	35,330	12	23,710	12	21,300	12	14,470	21
14					51,150	24	37,110	15	24,970	12	22,460	18	15,420	24
15					53,450		38,890	18	26,220	12	23,710	18	16,370	
16							40,670	18	27,480	12	24,970	18		
17							42,450	18	28,840	12	26,220	21		
18							44,230	24	30,310	12	27,480	21		
19							46,540	24	31,770	18	28,840	24		
20							48,840		33,550	18	30,310	24		
21									35,330	21	31,770			
22									37,110	24				
23									38,890	24				
24									40,670					

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職の 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸給月額	昇給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	俸給月額	昇給 月 間	俸給月額	昇給 月 間
1	60,360	12	39,840	12	28,110	12	19,200	12	12,560	12
2	62,870	12	41,510	12	29,780	12	20,360	12	13,600	12
3	65,390	12	43,190	12	31,460	12	21,830	12	14,450	12
4	67,900	12	44,860	12	33,140	12	23,290	12	15,300	12
5	70,410	12	46,540	12	34,810	12	24,760	12	16,140	12
6	72,920	12	48,210	12	36,490	12	26,430	12	16,990	12
7	75,440	12	49,890	12	38,160	12	28,110	12	18,050	12
8	78,580	12	51,980	12	39,840	12	29,780	12	19,200	12
9	81,720	12	54,080	12	41,510	12	31,460	12	20,360	12
10		15	56,170	15	43,190	12	33,140	12	21,830	12
11		21	58,270	21	44,860	18	34,810	12	23,290	12
12		24	60,360	24	46,540	18	36,490	15	24,760	12
13			62,870		48,210	18	38,160	15	26,430	12
14					49,890	21	39,840	18	28,110	15
15					51,980	24	41,510	18	29,780	15
16					54,080		43,190	18	31,460	15
17							44,860	21	33,140	15
18							46,540	24	34,810	15
19							48,210		36,490	18
20									38,160	21
21									39,840	24
22									41,150	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

号 俸	職 務 の 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
		俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1		円 35,330	月 12	円 24,970	月 12	円 14,470	月 12	円 10,680	月 12	円 8,200	月 12	円 7,040	月 12
2		37,110	12	26,220	12	15,420	12	11,210	12	9,020	12	7,360	12
3		38,890	12	27,480	12	16,370	12	11,950	12	9,850	12	7,780	12
4		40,670	12	28,840	12	17,310	12	12,680	12	10,680	12	8,200	12
5		42,450	12	30,310	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	9,020	12
6		44,230	18	31,770	12	19,210	12	14,470	12	11,950	12	9,850	12
7		46,540	21	33,550	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,680	12
8		48,840	24	35,330	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	15
9		51,150	24	37,110	18	22,460	12	17,310	12	14,470	12	11,950	21
10		53,450		38,890	21	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	24
11				40,670	24	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	
12				42,450	24	26,220	12	20,260	12	17,310	12		
13				44,230		27,480	15	21,300	12	18,260	12		
14						28,840	18	22,460	18	19,210	18		
15						30,310	18	23,710	18	20,260	21		
16						31,770	21	24,970	21	21,300	21		
17						33,550	24	26,220	21	22,460	24		
18						35,330		27,480	24	23,710	24		
19								28,840	24	24,970			
20								30,310					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号 俸	職 務 の 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
		俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1		円 19,420	月 12	円 14,580	月 12	円 10,070	月 12	円 7,470	月 12
2		20,470	12	15,630	12	10,590	12	8,090	12
3		21,510	12	16,580	12	11,230	12	8,710	12
4		22,560	12	17,520	12	11,970	12	9,340	12
5		23,610	12	18,470	12	12,800	12	10,070	12
6		24,650	12	19,420	12	13,640	12	10,590	12
7		25,700	12	20,470	12	14,580	12	11,230	12
8		26,750	12	21,510	12	15,630	12	11,970	12
9		28,000	12	22,560	12	16,580	12	12,800	12
10		29,260	18	23,610	12	17,520	12	13,640	15
11		30,520	18	24,650	18	18,470	18	14,580	18
12		31,770	21	25,700	18	19,420	21	15,630	21
13		33,030	21	26,750	21	20,470	24	16,580	24
14		34,290	24	28,000	21	21,510	24	17,520	24
15		35,540	24	29,260	24	22,560		18,470	
16		36,800		30,520	24				
17				31,770					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項前段中「職員」の下に「(附則第二十項の規定の適用を受ける職員以外の職員で支給地域の区分が一般地とされている地域に在勤するものを除く。)」を加え、同項後段を削る。
附則第十七項中「前項前段」を「前項」に、「百分の二十」を「百分の十五」に、「百分の十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、「一級地である場合にあっては百分の五」を削る。

附則第十八項中「附則第十六項前段」を「附則第十六項」に改める。

附則第十九項中「附則第十六項前段」を「附則第十六項」に、「その者が受ける調整額の月額」を「その者が受ける調整額の月額に改める」。

附則第二十項を削り、附則第二十一項中「附則第十七項」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の規定による改正前の附則第十七項」に、「附則のこれらの規定による暫定手当の月額」を「これらの規定による暫定手当の月額」に、「附則のこれらの規定による暫定手当の額」を「附則第十七項から前項までの規定による暫定手当の額」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第二十二項から附則第四十一項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。

(昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額)

2 一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)別表第一から別表第七までに掲げる俸給表(以下「俸給表」という。)の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、俸給表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表第一から附則別表第十三までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

(俸給表の改正に伴う措置)

3 昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において法第六条の二後段若しくは第八条第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4 前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

(暫定手当の特例)

5 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十四号)附則第十九項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事院の定める額」と読み替えるものとする。

附則別表第一 行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額(附則別表第三から附則別表第五まで及び附則別表第十一に掲げるものを除く。)の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 6,830	円 6,500	円 19,210	円 18,300	円 44,230	円 42,200
7,040	6,700	20,260	19,300	46,540	44,400
7,360	7,000	21,300	20,300	48,840	46,600
7,780	7,400	22,460	21,400	51,150	48,800
8,200	7,800	23,710	22,600	53,450	51,000
9,020	8,600	24,970	23,800	55,750	53,200
9,850	9,400	26,220	25,000	58,060	55,400
10,680	10,200	27,480	26,200	60,360	57,600
11,210	10,700	28,840	27,500	62,870	60,000
119,50	11,400	30,310	28,900	65,390	62,400
12,680	12,100	31,770	30,300	67,900	64,800
13,530	12,900	33,550	32,000	70,410	67,200
14,470	13,800	35,330	33,700	72,920	69,600
15,420	14,700	37,110	35,400	75,440	72,000
16,370	15,600	38,890	37,100	78,580	75,000
17,310	16,500	40,670	38,800	81,720	78,000
18,260	17,400	42,450	40,500		

附則別表第二 行政職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 5,600	円 5,300	円 11,230	円 10,700	円 22,140	円 21,100
5,700	5,400	11,860	11,300	22,770	21,700
5,810	5,500	12,490	11,900	23,400	22,300
5,910	5,600	13,120	12,500	24,030	22,900
6,120	5,800	13,750	13,100	24,650	23,500
6,320	6,000	14,370	13,700	25,280	24,100
6,530	6,200	15,000	14,300	25,910	24,700
6,730	6,400	15,630	14,900	26,540	25,300
6,940	6,600	16,260	15,500	27,170	25,900
7,250	6,900	16,890	16,100	27,800	26,500
7,570	7,200	17,510	16,700	28,420	27,100
7,880	7,500	18,040	17,200	29,050	27,700
8,200	7,800	18,570	17,700	29,680	28,300
8,610	8,200	19,100	18,200	30,310	28,900
9,030	8,600	19,630	18,700	30,940	29,500
9,560	9,100	20,260	19,300	31,560	30,100
10,080	9,600	20,880	19,900	32,190	30,700
10,600	10,100	21,510	20,500	32,820	31,300

附則別表第三 税務職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち 12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 7,460	円 7,100
7,990	7,600
8,510	8,100
9,030	8,600
9,760	9,300
10,490	10,000
11,320	10,800
12,150	11,600

附則別表第四 公安職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額のうち 12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 8,090	円 7,700
8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第五 公安職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額のうち 12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 6,230	円 5,900
6,530	6,200
6,940	6,600
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
8,820	8,400
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第六 海事職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
8,200 ^円	7,800 ^円	20,150 ^円	19,200 ^円	39,210 ^円	37,400 ^円
8,820	8,400	21,410	20,400	40,880	39,000
9,450	9,000	22,660	21,600	42,560	40,600
10,080	9,600	23,920	22,800	44,230	42,200
11,120	10,600	25,390	24,200	45,910	43,800
12,260	11,700	26,850	25,600	47,580	45,400
13,400	12,800	28,320	27,000	49,260	47,000
14,150	13,500	29,780	28,400	50,940	48,600
15,000	14,300	31,250	29,800	52,610	50,200
15,840	15,100	32,720	31,200	54,290	51,800
16,790	16,000	34,180	32,600	55,960	53,400
17,740	16,900	35,860	34,200		
18,890	18,000	37,530	35,800		

附則別表第七 海事職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,330 ^円	6,000 ^円	13,850 ^円	13,200 ^円	26,020 ^円	24,800 ^円
6,730	6,400	14,900	14,200	27,060	25,800
7,150	6,800	15,940	15,200	28,110	26,800
7,570	7,200	16,890	16,100	29,160	27,800
7,990	7,600	17,840	17,000	30,200	28,800
8,410	8,000	18,790	17,900	31,250	29,800
9,030	8,600	19,730	18,800	32,300	30,800
9,660	9,200	20,780	19,800	33,340	31,800
10,290	9,800	21,830	20,800	34,390	32,800
11,130	10,600	22,870	21,800	35,440	33,800
11,970	11,400	23,920	22,800	36,490	34,800
12,800	12,200	24,970	23,800		

附則別表第八 教育職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額(附則別表第十二に掲げるものを除く。)の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
8,200 ^円	7,800 ^円	23,290 ^円	22,200 ^円	48,210 ^円	46,000 ^円
8,820	8,400	24,760	23,600	49,890	47,600
9,650	9,200	26,430	25,200	51,980	49,600
10,480	10,000	28,110	26,800	54,080	51,600
11,310	10,800	29,780	28,400	56,170	53,600
12,060	11,500	31,460	30,000	58,270	55,600
13,000	12,400	33,140	31,600	60,360	57,600
13,950	13,300	34,810	33,200	62,870	60,000
14,900	14,200	36,490	34,800	65,390	62,400
15,840	15,100	38,160	36,400	67,900	64,800
16,790	16,000	39,840	38,000	70,410	67,200
17,950	17,100	41,510	39,600	72,920	69,600
19,100	18,200	43,190	41,200	75,440	72,000
20,360	19,400	44,860	42,800	78,580	75,000
21,830	20,800	46,540	44,400	81,720	78,000

附則別表第九 教育職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,360 ^円	7,000 ^円	18,690 ^円	17,800 ^円	34,920 ^円	33,300 ^円
7,780	7,400	19,730	18,800	36,490	34,800
8,200	7,800	20,780	19,800	38,060	36,300
8,820	8,400	21,830	20,800	39,630	37,800
9,650	9,200	22,870	21,800	41,200	39,300
10,480	10,000	23,920	22,800	42,770	40,800
11,310	10,800	24,970	23,800	44,340	42,300
12,060	11,500	26,020	24,800	45,910	43,800
13,000	12,400	27,060	25,800	47,480	45,300
13,950	13,300	28,320	27,000	49,050	46,800
14,900	14,200	29,580	28,200	50,620	48,300
15,840	15,100	30,830	29,400	52,190	49,800
16,790	16,000	32,090	30,600	53,760	51,300
17,740	16,900	33,340	31,800	55,330	52,800

附則別表第十 教育職俸給表(三)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,360 ^円	7,000 ^円	18,260 ^円	17,400 ^円	33,970 ^円	32,400 ^円
7,780	7,400	19,210	18,300	35,230	33,600
8,200	7,800	20,260	19,300	36,490	34,800
8,820	8,400	21,300	20,300	37,740	36,000
9,650	9,200	22,350	21,300	39,000	37,200
10,480	10,000	23,400	22,300	40,570	38,700
11,310	10,800	24,440	23,300	42,140	40,200
11,950	11,400	25,490	24,300	43,710	41,700
12,680	12,100	26,540	25,300	45,280	43,200
13,530	12,900	27,690	26,400	46,850	44,700
14,470	13,800	28,950	27,600	48,420	46,200
15,420	14,700	30,200	28,800	49,990	47,700
16,370	15,600	31,460	30,000		
17,310	16,500	32,720	31,200		

附則別表第十一 研究職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち13,630円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,830 ^円	6,500 ^円
7,040	6,700
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
9,020	8,600
9,950	9,500
10,880	10,400
11,410	10,900
12,150	11,600
12,780	12,200
13,630	13,000

附則別表第十二 医療職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額のうち19,200円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
12,560 ^円	12,000 ^円
13,600	13,000
14,450	13,800
15,300	14,600
16,140	15,400
16,990	16,200
18,050	17,200
19,200	18,300

附則別表第十三 医療職俸給表(三)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,470 ^円	7,100 ^円	15,630 ^円	14,900 ^円	26,750 ^円	25,500 ^円
8,090	7,700	16,580	15,800	28,000	26,700
8,710	8,300	17,520	16,700	29,260	27,900
9,340	8,900	18,470	17,600	30,520	29,100
10,070	9,600	19,420	18,500	31,770	30,300
10,590	10,100	20,470	19,500	33,030	31,500
11,230	10,700	21,510	20,500	34,290	32,700
11,970	11,400	22,560	21,500	35,540	33,900
12,800	12,200	23,610	22,500	36,800	35,100
13,640	13,000	24,650	23,500		
14,580	13,900	25,700	24,500		

恩給法の一部を改正する法律案
恩給法の一部を改正する法律
恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第五十条第一項中「不具廢疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ五年間」を「不具廢疾ノ程度ニ變動アルベキコトヲ認メタルトキハ三年以上五年以内ノ期間ヲ定メテ」に改め、同条第二項中「傷廢疾病回復セサル者」を「仍不具廢疾ノ状態ニ在ル者」に改める。

別表第一号表ノ二中

右ニ掲グル各症ニ該當スル傷廢疾病ノ程度ニ準ジテ之ヲ査定ス

に改める。

別表第一号表ノ三中

右ニ掲グル各症ニ該當スル傷廢疾病ノ程度ニ準ジテ之ヲ査定ス

に改める。

附則

1 (施行期日)

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 (従前の傷廢恩給の取扱)

恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第三条及び附則第二十二條第三項の規定により同法による改正前の恩給法第五十条の規定の例によるものとされている第七項に係る増加恩給又は傷廢年金については、法律第百五十五号附則第三条及び附則第二十二條第三項の規定にかかわらず、この法律による改正後の恩給法第五十条の規定を準用する。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「企画調整局」を「計画局」に改め、「調査普及局」を削る。
第六条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第七条を次のように改める。
(計画局の事務)
第七条 計画局においては、次の事務をつかさどる。

一 科学技術(原子力利用)に関するものを除く。以下次条において同じ。に關する基本的な政策の企画、立案及び推進に關すること。

二 科学技術(原子力利用)及び資源の総合的利用に關するものを除く。以下次条において同じ。に關する内外の動向の調査及び分析に關すること。

三 科学技術に關する統計の作成に關すること。

四 日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は報告に關すること。

五 日本科学技術情報センターに關すること。

第十条を削り、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(振興局の事務)
第八条 振興局においては、次の事務をつかさどる。

一 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。

二 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること。

三 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

四 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に関すること。

五 理化学研究所に関すること。
六 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施の推進に関すること。

七 技術士に関すること。
八 科学技術庁の所掌事務に関する統計及び調査資料の頒布及び刊行に関すること。

九 科学技術庁の所掌事務に関する広報及び啓発に関すること。
第十二条第二項中「命を受け」の下に「科学技術に関する基本的な政策を審議するほか」を加える。

第十三条第四項中「一人」を「二人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項中「法務大臣所部の職員に」を「刑事政策に関する総合的な調査研究を行い、法務大臣所部の職員に」に改め、同条中「法務研究所」を「法務総合研究所」に改める。

別表三札幌法務局の項管轄区域の欄中「札幌市」を「札幌市 江別市 千歳市」に、「美唄市」を「三笠市 美唄市 虻田市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市」に、「古宇郡」を「古宇郡 磯谷郡」に、「江部乙村」を「江部乙町」に、「安平村」を「早来町 追分町」に改め、「忍路郡」を「美幌郡」「三笠町 砂川町」「滝川町」「歌志内町 虻田町 赤平市」及び「磯谷郡の内」を削り、同表函館地方法務局の項中「太樺郡」「歌来郡」及び「磯谷郡の内」を削り、同表旭川地方法務局の項管轄区域の欄中「旭川市」を「旭川市 名寄市 士別市 紋別市」に改め、「東山村」及び「紋別町 上落漕村 落漕村」を削り、同表釧路地方法務局の項中「網走市」を「網走市 根室市」に、「生田原村」を「生田原町」に、「丸瀬布村」を「丸瀬布町」に、「上湧別村 下湧別村」を「上湧別町 湧別町」に改め、「根室郡」を削る。

別表五和泉少年院の項中「大阪府泉南郡下庄村」を「大阪府泉南郡南海町」に、同表豊後岡農工学院の項中「愛知県豊明市」を「愛知県豊明市 豊田市」に、同表豊田医療少年院の項中「愛知県豊田市」を「愛知県豊田市 豊田市」に、同表広島少年院の項中「広島県賀茂郡原村」を「広島県賀茂郡八木松町」に、同表北海道少年院の項及び千歳少年院の項中「北海道千歳市」を「千歳市」に、同表札幌女子学院の項中「北海道空知郡歌志内町」を「歌志内市」に改める。

別表六東京婦人補導院の項中「東京都府中市」を「八王子市」に改める。

別表十一下関入国管理事務所の項及び福岡入国管理事務所の項中「若松市」を「若松市、行橋市、豊前市、中間市」に改める。

別表十二札幌入国管理事務所根室港出張所の項中「北海道根室郡根室町」を「根室市」に改め、同表東京入国管理事務所所立川出張所の項の次に次の一項を加える。

東京入国管理事務所 千葉市
所千葉港出張所

同表大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所の項の次に次の二項を加える。

大阪入国管理事務所 舞鶴市
所舞鶴港出張所
大阪入国管理事務所 伊丹市
所伊丹港出張所

同表下関入国管理事務所門司港出張所の項の次に次の一項を加える。

下関入国管理事務所 小倉市
所小倉港出張所

同表福岡入国管理事務所蔵原港出張所の項の次に次の一項を加える。

福岡入国管理事務所 熊本県宇土所三角港出張所 那三角町

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の四の改正規定は昭和三十四年四月一日から、別表十二の改正規定(札幌入国管理事務所根室港出張所の項に係る部分を除く。)は同年七月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二十九号を次のように改める。

二十九 国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第十五号に掲げる者以外の者

別表第三を次のように改める。

別表第三

官職名	俸 給 月 額
八号俸	五、四〇〇円
七号俸	四、七〇〇円
六号俸	四、〇〇〇円
五号俸	三、三〇〇円
四号俸	二、六〇〇円
三号俸	二、〇〇〇円
二号俸	一、六〇〇円
一号俸	一、三〇〇円

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第六項」を「第七項」に改め、附則第四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 恩給若しくは退職手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、前項の規定による暫定手当の月額のうち政令で定める額は、俸給とみなす。

附 則

この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。ただし、第一条中特別職の職員の給与に関する法律第一条第二十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一項を加える。

(特別な職)

第六条の二 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

第七条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 広報に関する事。

第十條第五号の次に次の二号を加える。

五の二 国立中央青年の家を管理し、及び運営すること。

第十四 削除

第十四条中「第二十六條」を「第二十五條の三、第二十六條」に改める。

第二十五條の二の次に次の一条を加える。

(国立中央青年の家)

第二十五條の三 本省に国立中央青年の家を置く。

2 国立中央青年の家は、団体宿泊訓練を通じて健全な青年の育成を図るための機関とする。

3 国立中央青年の家は、静岡県に置く。

4 国立中央青年の家の内部組織は、文部省令で定める。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

一月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、総理府設置法の一部を改正する法律案

一、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中科学技術会議の項の次に次のように加える。

皇居造営審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて皇居造営に関する重要事項を調査審議すること。
訴訟制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて訴訟制度改正に関する重要事項を調査審議すること。
固定資産評価制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて固定資産税その他の租税の基礎となるべき固定資産の評価の制度に関する重要事項を調査審議すること。
税制調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する重要事項を調査審議すること。
産業災害防止対策審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて産業災害防止対策に関する重要事項を調査審議すること。

附則中第五項を次のように改め、第六項を削り、第七項を第六項とする。

第十五条第一項の表に掲げる附屬機関のうち、皇居造営審議会及び訴訟制度調査会は昭和三十五年三月三十一日まで、固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで、税制調査会は昭和三十七年三月三十一日まで、産業災害防止対策審議会は昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中金融制度調査会の項の次に次のように加える。

金融機関資金審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、金融機関の資金運用に関する基本方針について審議し、及びこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。
保険審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、保険制度の改善その他保険行政に関する重要事項について調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。
専売制度調査会	大蔵大臣の諮問に応じて、専売事業の経営方式その他専売制度の改善に関する重要事項について調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。

第二十四条の表門司税関の項中「唐津市」の下に「伊万里市」を加え、同表長崎税関の項中「柳川市」の下に「筑後市、八女市、大川市」を加える。

第三十四条第四号中「じよう造」を「醸造」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（醸造試験所）
第三十九条の二 国税庁に醸造試験所を置く。

2 醸造試験所は、第三十四条第四号に掲げる事務のうち、酒類の分析及び鑑定並びに醸造の試験、講習及び指導を行う機関とする。

3 醸造試験所は、東京都に置く。

4 醸造試験所の所掌事務の細目及び組織は、大蔵省令で定める。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

二、軍人恩給の加算制復元に関する
請願（第一二九号）（第一五三号）
（第一六二号）（第一六三号）（第一
六四号）（第一八三号）（第一八四
号）（第二〇三号）（第二〇四号）（第
二二三号）（第二一九号）（第二四六
号）（第三〇一号）（第三〇二号）（第
三七一号）（第四五〇号）（第四六一
号）（第四六二号）（第四六三号）（第
四七八号）（第四九七号）（第四九八
号）（第五一六号）（第五二四号）（第
五二五号）（第五二六号）（第五二
号）（第五四三号）（第五四八号）

一、公務員の暫定手当に関する請願
(第三五八号)

鼎旧軍人関係恩給権
護連盟上小支部内
林嘉瑞外千十二名

請願者 岡山市上伊福六三三團
山県旧軍人関係恩給會

東筑支部内 関崎釜釜
二千六百三十名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第二一九号 昭和三十三年十二月十九日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願

(五通)
請願者 岡山県久米郡旭町橋原二、〇七四岡山県旧軍人恩給連盟久米郡支部内 板倉一生外三千百五十名

第三〇二号 昭和三十三年十二月二十二日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願 (二通)
請願者 福岡県小倉市三郎丸四七九福岡県旧軍人恩給連盟小倉市連合支部内 井尾格外一名

第三七一号 昭和三十三年十二月二十四日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市三条町一、三二九栃木県元軍関係者擁護連盟内 鈴木一三外千五百五十八名

第二四六号 昭和三十三年十二月二十日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願 (五通)
請願者 岡山県笠岡市笠岡二、四二五岡山県旧軍人恩給連盟笠岡支部内 畑正登外千八百七十名

第四五〇号 昭和三十四年一月九日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 長野県飯山市北町 西田幸蔵外五千百十二名

第三〇一号 昭和三十三年十二月十二日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 長野県北佐久郡浅間町上ノ城二、八九九 西川理助外四百六十名

第四六二号 昭和三十四年一月十日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願 (二通)
請願者 福岡県田川市東区西大通三、〇七五福岡県旧軍人恩給連盟田川連合支部内 木村寿衛外七百二十九名

紹介議員 松村 秀逸君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第四六三号 昭和三十四年一月十日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願 (二通)
請願者 神奈川県小田原市幸一ノ八七二神奈川県旧軍人関係恩給擁護連盟小田原支部内 中井若松外四百二十二名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第四七八号 昭和三十四年一月十三日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 岡山県赤穂郡山陽町河本一、〇二一岡山県旧軍人連盟赤穂支部内 生本五八外六百六名

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第四九七号 昭和三十四年一月十七日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 大分県北海部郡坂ノ市町大字細二八ノ一 辰本実

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第四九八号 昭和三十四年一月十七日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願 (四通)
請願者 埼玉県比企郡小川町大関町二四二埼玉県軍人恩給擁護連盟比企地区内 関根淳一外七百七名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五一六号 昭和三十四年一月十九日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 青森市寺町二一 楠美知行外千二百名

紹介議員 佐藤 尚武君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五二四号 昭和三十四年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 愛知県碧海郡坂井町小川字志茂六二 神谷桂治外四十七名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五二五号 昭和三十四年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 京都市伏見区深草島居崎町京都府旧軍人関係恩給擁護連盟会内 南義人外四千六百七十名

紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五二六号 昭和三十四年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願 (二通)
請願者 長野県須坂市大字須坂一、四三六 松崎明外二万二千六百十二名

紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五二七号 昭和三十四年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願 (四通)
請願者 福井市宝永中町三一福井県内厚生世話課分室内福井県旧軍人恩給連盟会内 小林修治外五千七百四十名

紹介議員 酒井 利雄君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五二八号 昭和三十四年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 福井市宝永中町三一福井県内厚生世話課分室内福井県旧軍人恩給連盟会内 小林修治外五千七百四十名

紹介議員 酒井 利雄君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五二九号 昭和三十四年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 福井市宝永中町三一福井県内厚生世話課分室内福井県旧軍人恩給連盟会内 小林修治外五千七百四十名

紹介議員 酒井 利雄君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五三〇号 昭和三十四年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 福井市宝永中町三一福井県内厚生世話課分室内福井県旧軍人恩給連盟会内 小林修治外五千七百四十名

紹介議員 酒井 利雄君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五三一号 昭和三十四年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 福井市宝永中町三一福井県内厚生世話課分室内福井県旧軍人恩給連盟会内 小林修治外五千七百四十名

紹介議員 酒井 利雄君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五三二号 昭和三十四年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 福井市宝永中町三一福井県内厚生世話課分室内福井県旧軍人恩給連盟会内 小林修治外五千七百四十名

紹介議員 酒井 利雄君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五四三号 昭和三十四年一月二十三日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 山口県徳山市新丁三、九一四 難波了三外四十三名

紹介議員 重宗 雄三君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第五四八号 昭和三十四年一月二十三日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 福岡県行橋市大字行事一、一二四福岡県軍人恩給権擁護連盟京都地区連合支部内 大塚政博外十二名

紹介議員 柳木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第一三〇号 昭和三十三年十二月十三日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（二通）
請願者 福島県耶麻郡西会津町長 渡部晴松外一名

紹介議員 石原幹市郎君
現行の寒冷地手当は、一級地から五級地までの五段階に区分され最高八割であるが、これでは実情に合わない点があるから、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正し最高を本俸及び扶養手当の十割を支給できるよう措置せられたいとの請願。

第一四八号 昭和三十三年十二月十五日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 山形市十日町五〇六全農林労働組合山形県本部内 佐藤孝三君

紹介議員 松澤 靖介君
山形県においては、冬期間、日本海に面する庄内地方の猛吹雪、内陸地方の最上、北村山及び置賜地区の豪雪、山形地区の三寒四温による寒暖の差がはなはだしいなどで越冬資材、設備、衣料、燃料等の経費は、温暖地に比較して絶大の支出となつてゐる。しかるに昭和二十四年法律第二百一十「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」では寒冷地手当の最高額が本俸と扶養手当との合計月額に対する八割となつてゐるが、これでは、当時に比べて物価指数が相当に上昇した現在においては不合理であるから、同法及び同法支給規定中、四級地百分の六十を百分の八十に、五級地百分の八十を百分の百に、それぞれ改められたい。なお、昭和三十三年七月末本県内三十箇町村が従来の四級地からあらたに五級地に是正されたものの、いまだに県内の均衡がえられず同一市町村内でも二分されてゐる現状であるから、すみやかに本県全地域を五級地に引き上げられたいとの請願。

第一五九号 昭和三十三年十二月十五日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 福島県磐城市長 三代 義勝

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一六一号 昭和三十三年十二月十六日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 長野県飯山市福寿町地方事務所内長野県職員組合飯水支部内 丸山典雄

紹介議員 勝保 益君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一八六号 昭和三十三年十二月十七日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 長野県南安曇郡穂高町長野県教組穂高地区組合内 小平久吉

紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二二六号 昭和三十三年十二月十八日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 長野県下伊那郡平谷村平谷中学校内 羽生茂恒

紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二三六号 昭和三十三年十二月十九日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 新潟県見附市長 目黒 忠平

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二五六号 昭和三十三年十二月二十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 岐阜県高山市八軒町県事務所内 日下部礼一外三名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二六三号 昭和三十三年十二月二十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 福島県会津若松市中大和町一〇会津地区労働者生活協同組合理事者 長 秋山鉄義

紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二九七号 昭和三十三年十二月二十二日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 長野県南安曇郡安曇村教職員組合内 吉沢昭治郎

紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二九八号 昭和三十三年十二月二十二日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 山形市十日町五〇六全農林労働組合山形県本部内 佐藤孝三君

紹介議員 棚橋 小虎君

紹介議員 海野 三朗君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第二九九号 昭和三十三年十二月二十二日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（三通）
請願者 岩手県釜石市大字釜石第七地割一〇国鉄労組盛岡地本釜石分会内 金子光一外二名

紹介議員 川村 松助君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第三二九号 昭和三十三年十二月二十三日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（二通）
請願者 長野県飯山市福寿町長野県職員労働組合飯水支部内 市村清子外一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第三八二号 昭和三十三年十二月二十四日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（八通）
請願者 長野県松本市岡田町岡田小学校内 有賀勉外十四名

紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第四四三号 昭和三十三年十二月二十六日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平外一名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第四四九号 昭和三十四年一月九日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願

請願者 長野県須坂市須坂七四七番イ号地須坂市役所職員組合内 佐藤富治

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第四六四号 昭和三十四年一月十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（三十四通）

請願者 新潟県北蒲原郡豊栄町 長 三林宏作外三十三名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第四九九号 昭和三十四年一月十九日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（五通）

請願者 長野県下伊那郡河南町 市瀬俊雄外四名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第五三〇号 昭和三十四年一月二十一日受理

公務員の寒冷地手当等に関する請願

請願者 北海道河西郡芽室町議會議長 前塚茂一

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一三七号 昭和三十三年十二月十三日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 長野市中御所二二八岡村助太郎外八百八十五名

紹介議員 木内 四郎君

文官恩給の公正な調整のために、仮定俸給抑制措置を是正してすみやかに完全なる一万五千五百円ベースの仮定俸を実施し、さらに文官恩給の内部には、退職時期によつていぢるしい恩給額の不均衡があるから、新旧退職者間の格差を調整して不均衡を是正するとともに、公務員の給与水準の改定に伴う恩給改正について明確に法文化せられたいとの請願。

第一五四号 昭和三十三年十二月十五日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 広島市翠町一、五七 一 小林右太郎外四千三百二十一名

紹介議員 岩沢 忠恭君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一八二号 昭和三十三年十二月十七日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 鳥取県米子市富士見町 国鉄O・B同志会米子支部内 遠藤隣蔵

紹介議員 木島 虎蔵君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一八五号 昭和三十三年十二月十七日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 千葉県市川市菅野町六ノ二三四千葉県退職公務員連盟市川支部内 香取三郎外二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第二五五号 昭和三十三年十二月二十日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 広島県尾道市久保町六九〇 泉谷豊市外四千九十三名

紹介議員 永野 護君 山下 義信君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第二九五号 昭和三十三年十二月二十二日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市竹谷町江畑三八ノ一 松尾幸治 郎外千三十四名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第二九六号 昭和三十三年十二月二十二日受理

恩給改訂に関する請願（二通）

請願者 愛知県安城市山崎町大手四七愛知県退職公務員連盟安城市海支部内 後藤善一外九百六十二名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第三二七号 昭和三十三年十二月二十三日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 岐阜県大垣市北切町 野村宗男外三千十一名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第三二八号 昭和三十三年十二月二十三日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 岡山県高梁市松山二、一三ノ一 山崎芳右衛門外二百二十七名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第四四二号 昭和三十三年十二月二十六日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 鳥取県米子市富士見町 一三四 柘植儀外千五百十九名

紹介議員 手島 栄君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第四六〇号 昭和三十四年一月十日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 栃木県那須郡西那須野町三島一四国鉄OB同志会那須北支部内 村川輝外九十七名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第四七七号 昭和三十四年一月十三日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 岡山市内田春日町三〇 大賀矢太郎外百六十八名

紹介議員 島村 軍次君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第四八〇号 昭和三十四年一月十四日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 茨城県水戸市細谷町一、〇一三 菅谷馬之介外三百九十八名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第四八一号 昭和三十四年一月十四日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 名古屋市中区和区御器所町三ノ三〇 溝口清瀬 外二百三十四名

請願者 北海道函館市港町二七
〇 佐藤守男外一名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第三〇五号 昭和三十三年十二月二
十二日受理
北海道開発局勤務の定員外職員に定員
化に関する請願

請願者 北海道函館市千歳町五
ノ一 鈴木光平
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一四七号と同じ
である。

第四二〇号 昭和三十三年十二月二
十五日受理
北海道開発局勤務の定員外職員に定員
化に関する請願

請願者 北海道函館市時任町六
四函館建設部時任寮
内 堀井輝雄
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一四七号と同じ
である。

第五三一号 昭和三十四年一月二十
一日受理
北海道開発局勤務の定員外職員に定員
化に関する請願

請願者 北海道函館市船見町一
二五 横山捷
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一四七号と同じ
である。

第一六五号 昭和三十三年十二月十
六日受理
軍人恩給の不均衡は正等に関する請
願

請願者 埼玉県浦和市岸町二ノ
一七七 神保ヨシ
紹介議員 野本 品吉君
旧軍人関係の恩給に関する処遇の公正
化等を期するため、(一)赤紙返召者の
加算制廃止による失権の回復、(二)文
官恩給との不均衡は正の徹底等を実現
せられたいとの請願。

第一七四号 昭和三十三年十二月十
六日受理
建設省勤務の常勤労働者等の定員化に
関する請願

請願者 東京都港区芝海岸通一
ノ二五全建設省労働組
合内 本条喜久雄
紹介議員 田中 一君
建設省には定員内職員とは同数の定
員外職員が同じような職務内容責任、
勤続年数で雇われている。即ち常
勤労働者六千八百八十三名、常勤的非常勤
職員八千九百四十一名であり、一部は
行政部費で、大部分は事業費支弁により
雇われているが、国費の正常な使途
からいつてもこれら職員は工事費の中
から支弁するよりも、行政部費で賄わ
れることが正常な姿と思われる上に、
これらの職員の職務内容、責任の度合と
身分保障が合致していないため、人事
管理上支障があるばかりでなく、これ
ら職員の職務に対する熱意を失う恐れ
もあり、仕事の能率に大きく影響して
いる実情であるから、今回において
是非ともこれらの職員の定員化を実現
せられたいとの請願。

第三〇〇号 昭和三十三年十二月二
十二日受理
長野県真田町菅平地区の寒冷地手当に
関する請願

請願者 長野県小県郡真田町菅
平菅平郵便局内 宮原
正一外三十一名
紹介議員 勝保 稔君
長野県真田町菅平は、標高千二百メー
トル以上の高原に位置し、気温、積雪
量及び積雪期間においても北海道と同
様であり、本州としては最も寒冷な所
であるにもかかわらず当該地区より気
温、積雪量及び積雪期間においてはる
かに好条件にある軽井沢、川上等の地
域が寒冷地手当五級地であるに反し当
地区は四級地であるのは不公平である
から、当該地区の寒冷地手当を五級地に
引き上げられたいとの請願。

第三〇三号 昭和三十三年十二月二
十二日受理
傷病者の増加恩給決定に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡古賀町久
保一、二六国立福岡
療養所内 坪根一男
紹介議員 吉田 法晴君
傷病者の増加恩給決定については、従
来の外傷者と内部疾患者との恩給決定
上の不均衡が是正されることになった
が、なお(一)結核性疾患は最近医学の
進歩により治療形態も種々の機微をと
るようになり、ことに外科手術による
者はその後遺症状として呼吸機能の喪
失や、胸部の変形、上肢の運動障害等
が外傷者同様に永久に残り、人間とし
ての生活能力を極度に低下させるもの
であるから、かかる内部疾患者には外
傷者同様に無期の裁定を受けるのが実
情に即応すること、(二)恩給給付書に
ついては、その作製要領が出されて、
レ線写真の添付を規定され傷病の判定
が客観的かつ公平に行われることにな

つたので答申案を完全実施すること、
(三)療養中の恩給受給者に対する医療
費の負担金は、恩給法改正の趣旨に反
するもので、これが撤廃と内地で軍務
に服して発病した傷病者に対しては、
外地での発病者と同様に傷病恩給を支
給すること、等の実現を図られたいと
の請願。

第三〇四号 昭和三十三年十二月二
十二日受理
下水道行政の一元化に関する請願

請願者 山形市長 大久保伝蔵
外四十名
紹介議員 松澤 靖介君
下水道行政において本来一体であるべ
き下水道施設を、建設、厚生両省に分
割運営されていることは、下水道事業
の普及推進に極めて大きな影響を及ぼ
すばかりでなく、行財政上においても
弊害が大きいから、これが一元化を図
られたいとの請願。

第三五八号 昭和三十三年十二月二
十三日受理
公務員の暫定手当に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町
青木亮義
紹介議員 村上 義一君
第二十七回国会において地域給制度が
廃止され不合理の是正に一步前進した
が、実質的には暫定手当の名のもとに
依然として残存し、幾多の不合理が未
解消のまま放置されているため、農山
漁村並びに新合併町村の教育行政及び
学校運営の上に種々支障をきたしてい
る実情であるから、地域給制度の実質
的解消の速度を早めるため、昭和三十
四年四月から暫定手当の五パーセント

を直ちに本俸に繰り入れられると共
に、今後の級差を縮めて不合理を解消
する具体的な方法を明確にせられた
い。なお、昭和三十四年四月から同一
町村内における暫定手当の不均衡は正
等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三七二号 昭和三十三年十二月二
十四日受理
栄典に関する請願

請願者 群馬県沼田市原新町四
一三 青木山吉
紹介議員 伊能 芳雄君
栄典法制定に際しては、既有的位階
勲等の名譽はこれを没減せざるよう特
段の配慮をせられたいとの請願。

第五四九号 昭和三十四年一月二十
三日受理
金・勲章年金復活に関する請願

請願者 福岡県行橋市博多町行
橋京都殊勲者同盟内
大塚政博外二十六名
紹介議員 鈴木 幸弘君
終戦後、金・勲章年金は占領軍の指令
により停止されたまま独立後の今日に
至るまでなお放任されている実情にあ
るが、祖国防衛のため尊い生命をささ
げて奮戦し殊勲をたてた国宝とも言
うべき旧軍人に対する措置としては、は
なはだ理解に苦しむところであるばか
りでなく、このような人々も年々減少
してゆくため年金の予算化に要する金
額も十億円以内ですむことを考慮せら
れて、これらの不幸な人々に対する物
心両面の支柱となるように、金・勲章
年金復活をせむとも今次国会において
実現せられたいとの請願。

第五五五号 昭和三十四年一月二十四日受理

下水道行政の一元化に関する請願
請願者 三重県四日市市長 吉田勝太郎

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案

一、運輸省設置法等の一部を改正する法律案

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

一、水産庁設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中繊維工業設備審議会の項の次に次のように加える。

鉱業法改正 正審議会 査審議すること。	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の改正に関する重要事項を調査審議すること。
---------------------------	---

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 第二十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、鉱業法改正審議会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

（運輸省設置法の一部改正）
第一条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 陸運局（第五十一条 第五十五条）」を「第三款 陸運局（第五十一条 第五十五条 航空保安事務所（第五十五条の二）」に改める。

第二十四条中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 船舶による危険物の運送及び貯蔵に関すること。

第二十九条中「航空保安事務所」を「航空保安事務所」を削る。

第三十七条の二及び第三十七条の三を削り、第三十七条の四を第三十七条の二とする。

第三十九条中「陸運局」を「陸運局 保安事務所」に改める。

第四十条第一項第四号の七の次に次の一号を加える。

四の八 船舶による危険物の運送及び貯蔵に関すること。

第四十条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関すること。

第五十一条第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関すること。

第二章第四節に次の一款を加える。

第四款 航空保安事務所

（航空保安事務所）

第五十五条の二 航空保安事務所は、本省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一 飛行場及び航空保安施設に関すること。

二 航空交通管制圏における航空交通管制に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、航空の安全に関すること。

四 航空運送事業その他の航空に関する事業に関すること。

航空保安事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、運輸省令で定める。

運輸大臣は、航空保安事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、航空標識所その他の地方機関を設置することができる。その名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第二条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 航空保安事務所（第五十五条の二）」を「第四款 航空保安事務所（第五十五条の二） 航空交通管制本部（第五十五条の三）」に改める。

第三十九条中「航空保安事務所」を「航空保安事務所」に改める。

第五十五条の二第二項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げるもののほか、航空の安全に関すること（航空交通管制本部の所掌に属するものを除く）。

第五十五条の二に次の一項を加える。

4 運輸大臣は、必要がある場合は、航空保安事務所の所掌事務の一部を航空交通管制本部に分掌させることができる。

第二章第四節に次の一款を加える。

第五款 航空交通管制本部

（航空交通管制本部）

第五十五条の三 航空交通管制本部は、本省の所掌事務のうち、航空交通管制区における航空交通管制及び飛行計画の承認に関する事務を分掌する。

2 航空交通管制本部は、埼玉県入間郡武蔵町に置く。

3 航空交通管制本部の内部組織は、運輸省令で定める。

4 運輸大臣は、必要がある場合は、航空交通管制本部の所掌事務の一部を航空保安事務所に分掌させることができる。

（航空法の一部改正）
第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十七條の二」に改める。

第九章中第三十七條の次に次の一条を加える。

（職権の委任）
第三十七條の二 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、航空保安事務所長に行わせることができる。

第四条 航空法の一部を次のように改正する。

第三十七條の二中「航空保安事務所長」の下に「又は航空交通管制部長」を加える。

附則

1 この法律中第一条、第三条及び附則第二項の規定は昭和三十四年四月一日から、第二条及び第四条の規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 従前の航空保安事務所及び航空標識所の機関並びにこれらの職員は、改正後の運輸省設置法第三十九条の航空保安事務所の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

法律

			法務省	外務省	大蔵省
本庁 調達庁 經濟企画庁 科学技術庁	本省 司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	計	本省 一、六四三人	本省 一、九三四人	本省 二一、一九七人 国稅庁 五〇、三八一人 計 七一、五七八人
二、八一七人 八六〇人	四二、九九四人 一〇人 一、六四三人	四四、六四七人	うち一〇、五五二人は、 檢察庁の職員とする。		

文部省	本省 文化財保護委員会 計	六六、二二一人 四二六人	うち六四、五〇三人は、 国立学校の職員とする
厚生省	本省	四四、七四四人	
農林省	本省 食糧庁 林野庁 水産庁 計	二六、二二六人 二七、二七二人 二六、二四八人 一、五〇七人 八一、二五三人	
通商産業省	本省 特許庁 中小企業庁 計	一一、〇一四人 九六四人 一三六人 一三、一一四人	
運輸省	本省 船員労働委員会 捕鯨審判再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁 気象庁 計	一一、一一八人 五四人 五人 一〇、八六〇人 一九五人 五、三二四人 二七、五五六人	
通信省	本省	二六七、四五四人	
労働省	本省 中央労働委員会 公共企業体等労働委員会 計	二一、〇一四人 八五人 一二八人 二一、一二七人	

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業基本問題調査会設置法案

一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案

一、自衛隊法の一部を改正する法律案

農林漁業基本問題調査会設置法案
農林漁業基本問題調査会設置法
(設置)
第一条 総理府に、附属機関として、農林漁業基本問題調査会(以下「調査会」という。)を置く。

第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に依り、農林漁業に関する基本問題を調査審議する。

2 調査会は、前項の諮問に関連する事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(所掌事務)

第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に依り、農林漁業に関する基本問題を調査審議する。

2 調査会は、前項の諮問に関連する事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 調査会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第四条 調査会に、会長を置き、委員を置く。

建設省	本省	一六、七三二人
合	計	六七九、六六一人

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(暫定定員)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調達庁	昭和三十四年七月三十一日 昭和三十四年九月三十日 昭和三十五年二月二十九日	三二〇人 二八〇人 一八五人
大蔵省本省	昭和三十四年九月三十日	二人
厚生省本省	昭和三十四年十一月十五日 昭和三十五年五月十五日	一〇六人 八〇人
農林省本省	昭和三十四年九月三十日	一〇〇人
通商産業省本省	昭和三十四年九月三十日	二人

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中

昭和三十四年五月十五日

一五〇人

に改める。

昭和三十四年五月十五日	四四人
昭和三十四年十一月十五日	二六人
昭和三十五年五月十五日	八〇人

